

平成23年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 12月8日(木曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
高橋純一君	6
小林正明君	15
襟川仁志君	23
川田延明君	32
黒澤兵司君	39
柿沼英己君	46
金子孝之君	53
○次会日程の報告	60
○散会の宣告	60
散 会 (午後 2時57分)	60

第2日 12月9日(金曜日)

○議事日程	61
○出席議員	61
○欠席議員	61
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	61

○職務のため出席した者の職氏名	6 2
開 議 （午前 9時00分）	6 3
○開議の宣告	6 3
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○次会日程の報告	8 7
○散会の宣告	8 7
散 会 （午前10時58分）	8 7

第 8 日 12月15日（木曜日）

○議事日程	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○職務のため出席した者の職氏名	9 0
開 議 （午前 9時00分）	9 1
○開議の宣告	9 1
○資料配付	9 1
○議員派遣の件	9 1
○閉会中の継続調査の申し出	9 1
○日程の追加	9 1
○閉会中の継続審査の申し出	9 2
○町長あいさつ	9 2
○閉会の宣告	9 3
閉 会 （午前 9時07分）	9 3

平成23年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月2日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成23年12月8日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	細	田	芳	雄	君
9 番	黒	澤	兵	司	君	1 0 番	青	木	國	生	君
1 1 番	坂	本	金	光	君	1 2 番	富	岡	芳	男	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成23年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年12月8日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	荒井幸夫君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者兼 会計課長	野村耕一郎君

教育委員会
事務局長

高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長

荒井和男

書記

小林良子

書記

宗川正樹

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(富岡芳男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成23年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(富岡芳男君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の条例の改正2件、補正予算4件、人事案件1件であります。

請願については、お手元の請願文書表のとおり、福祉産業常任委員会に1件を付託いたしました。

陳情については、お手元に配付のとおり、大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める陳情書、全額国庫負担による最低保障年金制度の創設を求める陳情、及び0.4%の年金引き下げを元に戻すことを求める陳情、並びに年金受給資格期間の10年への短縮を求める陳情の合計4件が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、議員派遣については、お手元に配付いたしました「議員派遣結果報告書」のとおり3件の派遣を行いましたので、報告いたします。

また、去る12月2日に、教育委員会から「千代田町教育委員会の点検・評価報告書」が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(富岡芳男君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

3番 金子孝之君

4番 川田延明君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(富岡芳男君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から15日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から15日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（富岡芳男君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、2番、高橋純一君の登壇を許可いたします。

2番、高橋純一君。

〔2番（高橋純一君）登壇〕

○2番（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。大きなテーマとして、政治理念ということで幾つか町長のほうにお話を聞きたいと思えます。

まず最初に、町長が一議員のときに行政批判を繰り返し、議会で訴えてきたことがあったと思えます。その部分に関しまして、私も議事録も読ませていただきました。そして、新聞折り込みも読ませていただきました。町民へも訴えて、先般行われた9月定例会では、政治団体との交流もあったということでもあります。私が以前にも質問したと思えますが、チラシの中で、財政危機となり水道料の値上げはしない。各種使用料も値上げをしない。都市計画税の廃止も訴えておったときもあったと思えます。手当の廃止を実施しますとも訴えておりました。そして、清潔で透明な政治を行うとっておりました。政治団体との交流もあり、町長になるには何でもありだったのかなと私は個人的に思っております。やり方としてはいろんなやり方があると思えますが、そういう部分では、都市計画税に対しても、何名かの町民にお話を伺うと、いつ廃止するのだということをおっしゃる町民もおります。今まで訴えてきたことと実行が伴っていないのかなと私は思うのですが、その辺を町長の見解を求めます。お願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

政治団体についてであります。私が公共事業の入札に当たり不正な行為を行い、利益を得ていると主張しているようでもあります。しかし、これは事実ムゲンであります。以前は頻度もまばらであり、役場庁舎前で演説を行うだけでありましたが、10月より街宣活動が頻繁に行われるようになり、移動しながら街宣活動を行うなど、行動もエスカレートしております。一般町民にも騒音被害などが及んでいるようでもありますので、法的に対処すべく、裁判所に仮処分申請をしたところであります。今後

裁判所において、当事者や関係の人の陳述の機会、審尋という名称だそうですが、その審尋がござい
ますので、この場合は差し控えさせていただきますが、事実ムゲンでありますことをご理解いただけれ
ばと思います。

また、以前町民に訴えたことにつきましては、私が町長に就任させていただくに当たって、重要政
策課題を訴えてまいりました。町民の皆様にお示しした政策に関しては、実行すべく努力を行ってき
たところであります。その最も根幹となる政治理念については、これからも変わることがありません。
トップリーダーこそ、みずから襟を正し、おのれの利益や保身を顧みない、揺るぎない道徳倫理観を
持つべきであります。私は清潔な政治を貫くとともに、広報紙やホームページなどを活用した積極的
な行政情報の公開、地区別懇談会の開催による意見聴取など、開かれた行政を進めてまいりました。
これからも町民の幸せを第一に各種政策を積み重ね、住民の皆様安心して暮らしていただけますよ
う、まちづくりに取り組んでまいり所存であります。

私が議員時代に行った追及についてのご質問でございますが、何分にも昔のこととなりますので、
はっきりと記憶してはおりませんが、当時の資料を幾つか見ますと、私は当時、そう思い、そう信じ
て行動してきたと思っております。

先ほど高橋議員のほうから、そういうお話がありましたけれども、議員のときに私が清潔で透明な
政治、そういうことを強く訴えて、今までもそういうふうに行っております。前お話ししたとおり、
大谷直之という、直之は、真っすぐ生きろと、おやじにそういう言葉をいただきました。ですから、
李下に冠を正さず、瓜田に履を納れず、そういう気持ちで頑張ってきたつもりでおります。議員のと
きは、そういう一つの政策について、私がこう思うというみずからの信念の気持ちで、そういうお話
をいたしました。

町長にならせていただいて、一方的なことだけを考えてやって果たしてうまくいくかとか、課長ミ
ーティング会議とか、いろいろな中で1週間に1回やっておりますけれども、そういう中で、どうや
って町を推進していくか、活性できるか、みんなが喜んでいる町になれるか、そういうことで今やっ
ているところでありますし、これまで町長にならせていただいてやってきたことが、4年近くたちま
すけれども、かなりいろんなことをやってきたと思っております。これは、私が議員のときに一生懸
命皆さんにお願いしていた教育環境の整備ということです。教育こそ一番大切なことだということも、
前の何かでお話ししたと思っておりますけれども、この教育をしっかり進めることが一番の私は事業という
ふうに分かっていたと思っております。これはいろんな方からのそういう教訓を受けておりましたからで、
そのことが、例えば耐震補強の問題なんかでも、これは前から私は耐震が大事だということで、この
件については本当にそのまま受け継いで、町長になっても、それを早くやろうということで、全面改
修がもう少しでできなくなるような大変なときだったのです。ですから、一気にそれをやったわけ
です。21年、22年ですか。それで終了したわけですが、これも東日本大震災の前にやったので、
皆さんが大変喜んでいただいたというふうに私は思っております。すべての面で全部が一遍にできる

わけではありませんけれども、町の活性についても、利根川新橋の早期実現も、10年以内ということ
で要望活動でなったことも、そのとおりですし、ジョイフル本田は、どうしても大型の店を連れてき
ていただきたいという中で、債務負担が14億もかかっているのですよということを聞いて眠れないと
いうような、そういうような中であって要望活動して、この話は皆さん知っていますけれども、その
辺にいたしますけれども、頑張ってきたつもりであります。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） ジョイフル本田等は十分伺っておりますので。

先ほど政治団体、事実ムゲンとおっしゃいましたが、事実無根の間違いだと思しますので、訂正を
しておいたほうがいいと思います。

それと、先ほど町長のほうが李下に冠を正さずと。これ以前、私が質問した中で、スイカ畑に
いると泥棒と間違えられるというお話もあったと思うのです。李下に冠を正さずというのは、スイカ畑で
なくて、これは今で言うキウイフルーツ畑とか、あとブドウとか、冠ですから上のことの例え話だ
と思うのです。町長が以前おっしゃったのはスイカ畑と、こういうお話をしたと思うのですけれど
も、スイカ畑でもいいのですけれども、以前町長が例え話で、スイカ畑にいますと泥棒と間違えら
れるからスイカ畑にいますと、こういうお話でお父さんに教育を受けたと。こういうことを私も以前聞いた記
憶があります。

その中で、9月の定例議会の中でも、政治団体との結びつき、これを考えますと、私は先ほど町長
もおっしゃったように、お父さんにそういう名前をつけていただいて、町長、以前もおっしゃった冠
の話を考えますと、これはどう考えても、私は、言っていることと行動が、これは人間ですから多少
これはしょうがないと思います、いろんな部分で。生き物ですからね。ただ、その理念がちょっと合
っていないのではないかと、私を再度言わせていただきます。

それと、最近、よく私も見させていただくのですけれども、私がやりましたシリーズを最近よく
ありますよね。そういう部分で、以前、私も申し上げたと思うのですけれども、おれが、おれがの
がを捨てて、おかげ、おかげのげの気持ちと。これ2回ぐらい言わせていただいたと思うのですが、
そういう部分では再度町長に伺いますが、以前町民に訴えたことと違っているという認識がやっぱり、
これは1万2,000人の町民は全員思っているとは限らないですよ。ですが、大方の方はそういう認識
を持っている方も期待をしていた部分もあると思うのです。そこに来て、やはりいろんな部分で、先
ほどのスイカ畑の話等をいろいろ考えますと、我々12名の議員の責任と、また町長の責任とは違
うと思うのです。責任の重さ。これはトップですから、やっぱり責任の重さというのは違うと思
うのです。そう考えますと、町長が今まで訴えてきたことと現在行っていること、この整合性等もいろいろとあ
ると思うのですが、その辺を考えると、今までの訴えてきたこと、それが実行できた、できない、こ
れも含めて自己責任をどのように考えておるのか、答弁を求めます。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） まず、私はその右翼団体と関係を持っていたというような言い方をいたしましたけれども、私はそういう事実はありません。前、9月議会のときにお話ししたとおりの話でありまして、そういうことで言われると、私がまるっきりそういう中にいたように誤解を受けると思います。これは、単なる行き会って、前、話したとおりのことなので、それが関係しているって言われる筋合いはございません。その点はよくご理解していただきたいと思います。

それから、整合性の問題ですけれども、私は議員のときに、自分の信念でやったってお話ししましたよね。私はそのときにはそういうふうにしてやったわけですけれども、そのすべてが確かにそれが正しいかどうかというのは、今いろいろな資料がなくなっているから頭に入ってこないところもあるので、私の政治姿勢としてチェック機能ということでやってきたつもりであります。ただ、私が町長をやらせていただいて、先ほどお話ししたとおり、それは町民の全体の幸せを考えなくてはならないという中で、私はそれを実行したときから、そういうお話をしながら進めてきました。

ですから、今、この4年間のうちに言っていたことと違うのではないかと。でも、前のことと違ったとしても、今はよくなるように頑張っているということに、そういうふうに理解していただきたいと思います。どういうことを言ったかっていうのも、かなりお話しし、議会でもそういうお話をしたり、いろいろやってきましたけれども、今あるこの町をどうするかということで、町民の幸せを願うということで、だれもが本当に安心して安全で暮らせるまちづくりをやるのだということでやってきたわけでありまして、それに対して批判とか、町の町民から、ああだの、こうだのと言われたようなことはありません。町長さん、体に気をつけて頑張ってくださいって、皆さんが応援して、私が行き会う人たちなんかには、そういう話で元気づけられております。決して政治団体と組んでいたとか、前のことが激しかったからこうだったとかということで、だから整合性がとれないのではないかなというようなお話ですけれども、町をよく、活気あるまちづくりをするのだということで、私は堂々とやってきたというふうに思っておりますし、応援している方もいっぱいいると思います。

答弁は、もっと違うこと言ってもらいたいのかなと思ったかもわかりませんが、答弁とさせていただきます。

失礼しました。先ほど、事実ムゲンと言ってしまいましたが、事実無根であります。誤りを訂正させていただきます。どうも失礼しました。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） お父さんがおつけになった名前が大谷直之さん。私は高橋純一で、お父さんがなぜつけたのだと。純粹に何でも1番で真っすぐに生きろと。私の父親は亡くなってしまったのですが、こういう話をされたことがあります。何でも1番ということですね。私は、通信簿も1のときありました。親に褒められると思いましたが、怒られました。褒められたのは、運動会で1番とった

ときでした。私はそういう家庭、家庭環境ではないですけども、父親にそういう部分で育てられた純一なのです。町長のせがれさんも、たしか私と同じ純一だと思います。恐らく町長さんも、せがれさんにそういう思いでつけたのではないかなと、私はそういうふうに考えているのですけれども。

次の質問に入ります。町長の肝いりで始まった、協働まちづくりの中で、ボランティア団体が増えたというお話をよく聞かれます。その中で、各行政区で、いきいきサロンとか、よく町長が協働のまちづくりの答弁の中で自主防災もあります。肝いりで始まった事業ではあったのですけれども、肝いりで始まった協働のまちづくり、これがほかにあるのかどうか1点と、もう一つは、町再生、町がつぶれてしまうと。このピラですか、これもよく私も当時目にしました。そう考えますと、ではなぜ町を再生、どのように4年間でしたのか。これを考えますと、以前4年、5年前の負債額と現在の負債額、この辺を調べますと、どのように改善されたのか。それと、基金の部分です。基金の部分が、四、五年前と現在と比べると、どのくらいの基金がどのように改善されてきたのか。また、金額の是正がどのように行われてきているのか、その辺の答弁を求めます。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

協働のまちづくりにつきましては、平成23年度現在において10団体が活動されており、主に花いっぱい運動など、景観美化活動を中心に実施していただいております。もちろん協働のまちづくりはこの限りではなく、町民の皆様と行政とで活気あるまちづくりを進めていく事業全般が該当いたします。近年、行政に対する住民ニーズが多様化、高度化する中で、町民の皆様と行政とがよきパートナーとして連携し、町民参画による自主的で公益性のあるまちづくりを目指し、行政運営を進めてまいりました。町といたしましては、これからも町民や団体の皆様の社会参加活動を支援してまいりたいと思いますので、ご理解をよろしく願います。

協働のまちづくりには、ほかにいろいろなことがうたっております。総務課関係、交通、防災関係、安心・安全まちづくり、経済課、花いっぱい運動、森林保全、農業用水路の保全、産業の振興、そのほか農業、工業、商業関係、環境保健課、健康づくり、環境保護、リサイクル運動、その他、保健、環境関係、住民福祉課、地域福祉の推進、高齢者、障害者、児童福祉関係、その他福祉関係、建設水道課、河川美化、道路美化、なかさと公園、くらかけ公園、昭和公園関係、その他河川道路関係、町民プラザ、生涯学習、青少年教育、文化財関係、子供の健全育成、総合体育館、スポーツの振興、スポーツイベント、東部運動公園関係、総合体育館、温水プール関係、また総務課のほうです。協働のまちづくり、団体全般、審査委員会。このように多くのことがうたわれております。これからもこういう面も、一遍にはいかなくても、いろんな関係で協働のまちづくりを進めていきたいと思っております。

この協働のまちづくりというのは、行政と町民が一緒になってまちづくりをやっていく、そういう関係、そういう思いの中からつくってきたわけでありまして。行政と議会がチェック機能しながら、い

いまちづくりというのですか、活力あるまちづくりをつくっていくわけです。そのような中で、町民と行政はお互いに助け合いながら、いい地域づくりをやっていこうというのが、これまで、これからもそういう流れだというふうに思っております。

それから、町再生についてであります。ふれあいタウンへの債務負担の問題などを初め、私は以前から町の財政に対し危機感を持っておりました。確かに地方債の残高は、平成19年度から現在までに4億5,000万円増加しておりますが、このうち2億6,000万円につきましては、臨時財政対策債など、本来地方交付税や補助金として満額いただけるものが一時的に借金となりましたが、後で町に返ってくるものであります。また、財政厳しい折でありますことから、基金積立金につきましては平成19年度から現在まで4億8,000万円の減少となっております。しかし、これも義務教育施設の耐震補強工事など、真に必要な事業を実施するため財源としたものであり、事業の実施や地方債などの予算に対しては議会の議決もいただいております。地方債の返済に当たりましては、交付税措置のある有利な借入金を活用しており、町財政への影響を最小限に抑えております。

本年度からは第2次財政危機突破計画を実行し、持続可能な財政構造の確立を図るため、歳入、歳出の両面から、これまで以上に徹底した財政改革に取り組んでまいります。各種事業の実施に当たっては、国、県支出金を初め特定財源の確保に努め、町の財政状況に配慮してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

後になって交付税措置とかそういうことは私のほうも熟知しておりませんので、財務課長からこの点については詳しく説明をさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、この5年間程度でございますが、町の財政状況について簡単に申し上げます。

先ほど町長のほうからも若干借り入れのお話、それと基金のごさいました。この5年では我が国をめぐる経済状況、いろんなことがございまして。20年9月からの米国発のリーマンショック、それによりまして21年度の法人町民税の、私どもにとりまして大きな減。それと、翌年度におきましての個人町民税の大幅な減、そういうものもございまして。それ以前から、三位一体の改革ということで、小泉内閣の時代からの関係で税源移譲がございまして、プラスになったり、マイナスになったりと、いろんな状況でございまして。しかるに、基金におきましても最低限の25億から27億程度の基金が何とか運用できましたし、逆に起債におきましては、この三位一体の改革によりまして交付税が減らされるということで、その交付税の中で臨時財政対策債、これは交付税で戻ってくる関係でございしますが、そういうもの等もございまして、起債につきましては当然その年度の事業によりまして大きくなったり、少なくなったりということが、これは当然あるわけでございます。そういう中で、うちのほうでは起債につきましては極力有利な起債というのは、元利償還につきまして交付税の措置がある起債と有利な起債を常に検討しまして借りておるわけでございます。

参考までに申し上げますと、これまでの平成22年度末でございますが、起債の総額で36億ございます。そのうち交付税措置されるものが24億ございます。約68%程度は交付税措置のある起債となっております。最近では臨時財政対策債、これが主なものでございまして、この5年におきましていろいろ変動はございましたが、あくまでも健全財政を維持しながら財政運営ができたというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 4億5,000万がプラスと。負債の分ですね。積立金が4億8,000万がマイナスだということだったですね。たしか当時、町再生を町長が訴えたときには、そのときはそのときの事情があったわけです。今現在も事情があるのです。先ほど課長もおっしゃったように、今現在は現在の三位一体の改革の中で進めてきた事情があったわけです。当時事情があった中で、それを町長がお訴えになって、町を再生しなくては町がつぶれると、こういうお話をしてきたこと、以前あるのです。その部分で、数字としてあらわして、理由はともかく数字としてどういう改革をなさったのかというのが私は問題なのかなと思っています。あの当時、町がつぶれる、町再生、相当訴えましたよね。その部分で、言っていることとやっていることというのが、やはり何で結果を出すと。理由はともかくですよ。それを考えますと、町民はみんな信用したと思うのです。それを考えますとどのような結果が出たのかなと、私はそういう理解をしているわけです。

あれだけ訴えたことは、最近、財政危機突破計画、1年延長されて、2度目の新たな計画が示された。町長、2度目のあれが示されたわけです。それを考えますと、6年前の計画と今現在の計画。町長もトップですから恐らく見ていると思いますけれども、計画書をよく精査してみてくださいよ。それを考えると、町民はどのくらいの町民が見ているか、私はわかりません。町再生に向けての情熱がいかに欠けているかと。理由はともかくですね。そう考えてみれば、トップである町長が町再生を掲げて執行しているわけですから。全く私は情熱も、2回目の財政危機突破計画の計画書ですか、これを見ますと、全く私はそういう部分は感じられないのです。端的で結構ですから、そこのところの答弁を求めます。お願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 小泉内閣のときに進めた三位一体の改革ということで、地方にお金が届かなくなるという、そういう危機感の中で私は言ったふうに考えております。ちょっと前のことなので、わからない点もあるのですけれども、そういう中で、この時代に合ったというふうにご理解していただきたいと思っております。

それから、第2次財政危機突破計画ですか、これについては、これから27年度の5年間で、資料が行っていると思うのですけれども、そういう中で進めていくわけで、私が町議のときにストレートに

自分の考えを言ってやっていくというのではなくて、皆さんと協力しながら、どうやったらこれができるかということで、案件を一つ一つクリアしていくということで今進めるわけであります。ですから、議員のときと町長のときとはやり方がね。議員のときは自分が思っているのをまっしぐらに説明したわけですから、それは確かに後になって至らない面があったかもしれませんが、それはあくまでも議員の自分の信念としてやったわけで、町長にならせていただいて、その何とこののですか、町がおかしくなってしまった、そういうことは今説明があったとおりに心配ないです。私なんかにはよくわからないところがあるのですけれども、お金を後になって戻すという。例えば耐震補強だの大変なお金がかかったわけですけれども、あれも後になって、その大変なお金が、また国のほうの対策債ということで。その点のご理解していただければと思います。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 最後の質問になりますが、私が先ほど申し上げたのは、財政危機突破計画は27年度までというのは、それはわかっています。計画書のことを私は言っているのです。以前、第1回目の計画書と今回提出されている計画書。これはちょっと余りにもよろしくないのかなと私は個人的には思っていますが、それをトップである町再生をうたっている町長が見て、どのように思ったのかと、こういうお話を聞いたかったです。

最後の質問になりますが、言動と理念の整合性ということです。そういう部分で、私はこの間、調べましたら、理念とは理性によって得られる最高の概念と、こう書いてありました。言動と行動が、私はどう考えてもクロスオーバーしているのかなと。ガバナンスにもちょっと欠けているのかなというふうに私は認識を持っております。そう考えますと、町長に、私がやりましたシリーズでなくて、皆様のおかげさまシリーズでも出して、町民の方にお訴えになったらいいのかなと思っております。

自己分析をして、言動と理念の整合性ということで町長に最後に答弁を求めたいと思うのですが、いろんな認識は違うと思いますけれども、町長が、もちろん立場も違う、議員のときと。そういういろんな部分を考えますと、町長もそういう整合性についてどのような認識を持っているのかなと。以前訴えたことと現在行っていること、それを考えると町長みずからどのようなお考えを持っているか、ちょっと最後に答弁を求めたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 先ほどでもお話ししたとおり、理念、崇高なる考え方の言葉でありますけれども、あくまでもやはり町民の幸せを第一に考える点は、だれでも首長というのは同じだと思います。その中で、向上してどんどんやれる人もあれば、中ぐらいの人もいますけれども、完璧にできなくても一生懸命頑張るのが私の仕事だと思っております。

それから、今お話の中で、もう少し、私のピラのほうの何か関係なのかな、後援会を出している。私のほうでも、その点は注意させて、今言ったとおり皆さんの協力を得ながら進んでいるというよう

な文言は入れさせていただきます。何か自分勝手にみんなやっているのかななんて思われてもあれですからね。

今お話の中で答弁書ができておりますので、私の議員時代と町長に就任してからの行動と理念についてのご質問でございますけれども、政治に対する理念については、今も昔も変わっておりません。そのつもりでおります。しかしながら、議員時代の行動が現在すべてに当てはまるかと問われますと、必ずしもそうではないと思います。例を挙げますと、私は議員時代に東部住宅団地造成には反対の立場でありました。これは舞木で土地区画整理の問題がありまして、そういう中で、その東部住宅団地をつくると舞木のほうの土地が売れなくなるというのですか、そういうこともありましたので、そういう中で強く質問したということは覚えております。

それで、結果的には2万人構想ということであったのですけれども、売れ行きが悪いので、住宅団地を商業施設に変えた。その商業施設に前町長が変えていただいたおかげでジョイフル本田が来ることになって活性ができるようになったということで、私は前町長さんに対して、電話で、こういう中で小さいコンビニエンスとか、ガソリンスタンドなんかをあそこへ入れてしまったらば、大きいちゃんとしたすごいあれができないというので、それを前町長はそれを否決してしまったのですよね。それがあいていたおかげで、あそこにジョイフル本田さんが来られたということで、そのお話を電話ですぐしました。県庁からね。大変喜んでいただきました。

町長に就任したからといって、ハッ場ダムのように一方的に事業を中止するようなわけにはいきません。債務負担の額の大きさに眠れない夜もありましたけれども、努力のかいあって、ジョイフル本田の誘致に成功いたしました。このことが議員時代との不一致と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、私は町長という立場で最良の判断をしたと思っております。

また、小泉内閣が進めた三位一体の改革につきましても、財政面で大きな不安を抱えておりましたが、その後の自民党政権や民主党政権になってからも、耐震補強や子育て、緊急雇用などで、時代に合った目的を持った補助金が交付されておりますので、当時私が考えたほどの大きな危機がなく町政が運営できることは、うれしい誤算といえ、そう言えるかもしれません。

いずれにしましても、町の発展のため、町民の幸せのためには、時には過去の言動も翻すような、そういう強い気持ちも私は必要ではないかというふうに思っております。

答弁とさせていただきます。

○2番（高橋純一君） 議長、質問ではありません。

○議長（富岡芳男君） 手短にお願いします。

○2番（高橋純一君） お話を聞いて、どうもやっぱり私はまだこの40分では理解できないところもあるのですけれども、先ほどおっしゃった協働のまちづくり、これについては区画整理組合、これが入っていなかったですけれども、私は舞木の区画整理組合も以前おっしゃったように協働のまちづくりの最たるものだと、こう思っております。

それと、残り3カ月が任期、我々も含めてですけれども、3カ月ということなのです。町長を初めて十分に気をつけて、自分の選挙のためでなく、日ごろやっぱり公務を執行していただいて、1万2,000人のために町長が掲げる崇高な政治理念を持って全うしていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡芳男君） 以上で、2番、高橋純一君の一般質問を終わります。

続いて、6番、小林正明君の登壇を許可いたします。

6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） それでは、議長の許可をいただきまして、これより一般質問に入らせていただきます。6番、小林正明でございます。

小中学校教育での新聞活用と英語活動についてご質問させていただきます。文部科学省の新学習指導要領により、教育に新聞を教材として使用する取り組み、NIE、ニュースペーパー・イン・エデュケーションが始まりました。また、小学校においては、本年4月より、5年生、6年生の英語が必修化となりました。つきましては、以下に現状と今後の展開についてお尋ねいたします。

教育現場に新聞を活用する授業についてお尋ねいたします。小学校での新聞を活用した授業についてお尋ねいたします。既に学校におかれましては、学級新聞あるいは校内新聞等々、新聞から題材を選んで話す。自分の体験だけでなく、社会問題を含むことで、説得力のある会話や文章が生まれてくる。表現力や思考力、判断力の育成が重要と考えるわけでございます。また、同じような新聞を活用した、自分の興味を持った記事等があれば、それを1分間でスピーチするとか、いろいろそれに伴ったニュース解説等もあるかもしれません。そういったことでたくさんの情報が新聞という媒体の中に入っています。

ちなみに今後、小学校、中学校でもそういったことがますます活発になる。あるいは、県内でも既に実践校として8校が登録されて、それぞれ活動しているとのことであります。また、一つ、新聞大好きプロジェクト、これは東京北区の区立東十条小学校で行われていると書いてあるのですが、昨年度から始めた施策で、新聞に親しみ、社会の出来事に興味を持つことで、児童生徒の思考力、判断力、表現力、問題解決能力などを伸ばすことを目指す。教職員研修のさまざまな場面で新聞活用学習を導入しているとうございます。

そういったことを含めまして、現在の千代田町における現状と、そして今後、どの程度進んでいるのか。それから、今後どのようにお考えなのか、教育長のご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、荒井幸夫君。

[教育長（荒井幸夫君）登壇]

○教育長（荒井幸夫君） ご質問にお答えを申し上げます。

今年度から小学校で完全実施されている新学習指導要領では、思考力等を育てるために、各教科の指導で言語活動を充実することが挙げられております。小学校5、6年生の国語では、読む力を育てるための指導事項として、具体的な方法の一つに編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むことが例示されております。今までも各小中学校では、学級新聞、壁新聞、児童会・生徒会新聞づくりや、新聞記事からの1分間スピーチ、道徳の教材として新聞記事の活用に関心をもち、国語を中心に組み立ててきましたが、新聞の活用が具体的に例示されたのは今回の改定からでございます。また、言語活動の充実ということから、他の教科の解説書の中にも新聞が位置づけられております。

小学校の新聞活用した授業の例ではございますけれども、朝の会で、新聞記事から選んで今日のニュースを紹介したり、国語では、新聞をつくろう、新聞を読もうという学習を行い、新聞の特徴とつくり方を学んでいます。また、社会科の面では、新聞の編集の仕方や記事の書き方を参考にして、工場見学後に新聞にまとめたり、修学旅行について新聞を作成しています。更に、教科外では道徳でも、新聞記事から適切なものを選んで資料として取り扱っております。

今後とも、議員さんからご質問のあったように、具体的に現実的に新学習指導要領に沿った新聞の有効活用を検討し、前向きに進めていきたいと思っております。

また同時に、先ほど小林議員さんから、東京都の実践例、東京都北区では新聞大好きプロジェクトを実施している。千代田町の今後はというご質問がございました。こちらの記事を見ますと、東京都北区では新聞大好きプロジェクトを実施しているようですが、児童生徒が新聞に親しみ、社会の出来事や仕組みに興味を持たせるとともに、新聞を活用することにより、子供たちの思考力、判断力、表現力等の育成を図っていると聞いております。本町においても、新聞により社会への関心を引き起こしたり、日ごろの学習に活用していただけるように、更に現状を把握しながら検討、推進していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） どうもありがとうございます。

先ほど町長のお話の中にもございましたが、教育環境への整備を非常に重点的に考えているということで伺いましたが、私は、まさしく子育て支援。子育て支援というのは、いろいろ複合する言葉だと思いますが、いわゆる知育、それから体育、食育等、すべて教育と思っております。やはり今の子供たちが文部科学省の正規のプログラムといいますか、カリキュラムで、言ってしまうとマニュアルどおりしっかり勉強することも大事かと思っております。

先般、板倉の北小学校でNIEの大会と申しますか、ございまして、私も急遽、教育委員会さんにお世話になって、その中に一町民として参加させていただきました。約50名弱の、それぞれの家庭科、あるいは社会科の先生方、そして大学の先生方、NIEの事務局の東京本部の方、それぞれ皆、真剣な討論をその後にしたわけですが、そのときに私は見させてもらった板倉北小学校のNIEの授業風景、非常に感銘しました。といいますのは、まさしく今の時事に合っている、時代に合っている内容

を取り上げておったわけでございます。

ちなみに少しだけ申し上げますと、2つ授業がありまして、1つは、新聞で学ぶ健康とタイトルを言ったらいいのでしょうか。家庭科の授業でございました。「肥満を防ぐためにはどのように食事をしたらよいでしょう」というテーマで授業を進められました。ちなみに、もう既にこれは新聞報道されていますので、皆さんご存じのとおりでございますが、デンマークで導入された脂肪税、ハンガリーではジャンクフード税などが入っています。子供たちに対して問いかけたわけです。「皆さん、お小遣いの中でこういった税金が入ったら困るかなあ」、すると子供たちは、「限られた小遣いの中だと困る、値上げになっちゃうから困るよ」、「でもね、その納められた税は社会福祉、健康づくりのため使われるんだよ。じゃ、それについてどう考える」、そんなような振りでやっていったわけです。

もう一つは、これはまさしく群馬の今最大の、最大と言っていいかどうかは言葉は取り消させていただきますが、八ッ場ダム報道でダムを学ぶと。新聞記事から活用してそれを学ぶわけです。ちなみに、それ新聞だけではなくて、群馬県の地形図といえますか、多分国土交通省がつくったのだと思いますが、渡良瀬川が流れている、利根川が流れている、板倉はここにある。そういう地形図のものをしながら子供たちに考えさせる。特に群馬では、治水、利水、両面からダムが数多く存在しているのは事実であります。そして、発電ですね。そういったことで、子供たちにも関心を持ってもらいたい。また、これは国としても大変なテーマになっておるわけです。

そういったことで、いろんな面から問いかけていって気づきをさせる。ですから、決して正解があるというわけではないのですが、考え方の基本がしっかりわかっていくと、社会的な問題に対して非常に興味を持つ。すなわち、先ほど教育長の回答で、全くそのとおりだと思います。いわゆる社会問題を含むことで、いろんなことを自分でみずから覚える。

ちなみに、それで1つ提案でございますが、千代田町においても、教育長、同席させていただいたときに私申し上げたかもしれませんけれども、ぜひこういった出前。もし板倉の北小さんの協力があればですが、ぜひこういったことを出前講座で1回町でやっていただければと思ったりする次第でございますが、その辺のお考え、ちょっと長くなりましたが、端的にお答えをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 教育長、荒井幸夫君。

[教育長（荒井幸夫君）登壇]

○教育長（荒井幸夫君） ご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまの小林議員さんのお話の中に、NIEということで新聞を教育にということで全国的に、指導要領に示された関係から、実践推進校という形で、このかわい、つまり邑楽郡内では板倉町の北小学校さんが手を挙げまして、今年度3年目という形で進められております。

この新聞活用というものは、あらゆる教育活動、また教科学習の中で教育効果を高めよう、または広めよう、または深めようという中に、一つの教材として積極的にこの新聞活用が教育に取り組むよ

うにという形で入ってきておりますので、今前進的に進めているわけでございますけれども、すぐ簡単にこれが、小林議員さんも授業参観をなさっておわかりだと思いますけれども、そう簡単にはなかなか自分の指導力の中には取り入れられない部分があるわけです。どういうことかということ、つまり新聞を使ってそれを教材にするということは、事前に多くの時間をかけて、教える中身と整合性を持たせて、そして深めるために必要か、広めるために必要かと、そんな形でやっておりますので、ぜひ小林議員さんのご質問のように、本町もそういう具体的なN I Eの取り組みについては、先ほどお話し申し上げました壁新聞だとか、朝の1分間スピーチだとかという形では取り組んでおりますけれども、今後、このような前進的に、また積極的に推進している学校がございますので、多くの先生方がまだまだ知識不足、経験不足でございますので、ぜひ教える側が自信を持ってこの新聞の活用が教育に取り組めるように積極的に研修の機会があれば参加して、先生方に自信を持ってもらいたいと思っております。

また、最後になりますけれども、板倉北小学校さんが前進的に取り組んでおります、トップであります校長先生、また授業をやった先生が、それこそ年間の指導計画の調整で、うまくそういうものが考えられれば十分積極的に考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） どうもありがとうございました。

続きまして、N I Eの実践方法を学ぶセミナーへの参加について。新聞記事の活用の実践方法を学ぶということで、先般は太田市の強戸中学校ですか、あちらのほうであったように、新聞記事を私、見させていただきましたが、まさしく今教育長さんおっしゃったことでありますが、先生みずからが大変な時間、準備含めて大変なご努力があって、そのN I Eの授業あるいはシンポジウム等ができるということでもあります。大変な負担のもとにやらざるを得ない、だから大変ですということも、もちろんわかるわけでございます。ただ、生徒が、いずれにしても社会に興味を持てる、そういった記事を選んで、自分の考えをまとめ、伝えられるようにする。

先ほど教育長がおっしゃったことにもありましたが、先般、私、東小学校、それから西小学校、そして3日前は中学校のオープンスクール、見学させていただきました。その中で、壁新聞、あるいは修学旅行へ行ってきたところの感想新聞といいますか、壁新聞のいろんな種類、あるいは個人目標として今期、今年度はこんな目標を考えているということでのその一人一人の小さな壁新聞ですね。そういったことで、私、非常によくやっていると思えました。また、校内も非常にきれいでしたし、子供たちの授業を受ける態度も、9割、欠席している子はわかりませんが、多少何名かは少し忙しいといいますか、表現よくないですね。少し動きがあったりする子はいましたが、大方は本当に先生の授業をよく聞いていました。後で申し上げますけれども、感想としてはそんなところで、非常にしっかりなさっている、それが印象でありました。

つきましては、ちょっと話が前後してしましまして済みません。N I Eの実践方法を学ぶセミナー

に参加していて、今後中学校においてもN I Eの授業が新しい中学教科書にも新聞を使った単元が入りますということがあるようであります。授業で新聞に触れることで、日常から社会にかかわることができる。他者への理解や自分から学ぶ力がつく等が考えられるわけですが、ちなみに中学校でのN I E授業というのが行われているかどうか、私、正確な情報というのは今は持ち合わせておりませんが、小学校から中学校に至る、当然義務教育ですから小学生が中学生になるわけですが、そういった中で、後で申し上げますが、英語の必修化もそうなのですが、中1プロブレムと申しますか、国語でも、算数でも、今度中学に行けば数学になるわけですが、英語でも、そのプロブレムをなくしたい。すなわち国語でも、そういう意味では中1プロブレムをなくしたい。そうすることによって健全な小学生が健全な中学生になれると、そんなふうを考えるわけですし、今後、中学校でのN I E授業について、先ほど申し上げたように単元が入るということでもありますので、その辺もあわせて、あと先生方の実践方法を学ぶセミナー参加とあわせてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、荒井幸夫君。

[教育長（荒井幸夫君）登壇]

○教育長（荒井幸夫君） 質問にお答えをさせていただきます。

平成24年度から中学校も新学習指導要領が実施されるわけでございます。その中に言語活動の充実ということですか、そのようなことがうたわれてきておりますので、現段階では国語の教科書で新聞を使った単元を取り上げておまして、現実には、先ほど小林議員さんのお話にありましたように、壁新聞だとか、いろいろなニュース新聞が掲げられて、子供たちの日ごろの教育活動の足跡が見られるわけでございますけれども、今話しましたように来年度から完全実施となります新学習指導要領の趣旨、言語活動の充実に合わせて、実社会の身近な情報や世界全般に対する新聞活用に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、先生方のそれぞれのセミナー等につきましても、教育行政側から教育現場であるトップの校長に連携をとりながら前向きに参加し、ぜひ新聞活用ができる指導力を身につけられる教師を育てていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 続きまして、小中学生の新聞感想文コンクールへの参加やN I Eの投書についてお尋ねいたします。

上毛新聞社あるいは日本新聞協会主催等で、新聞読書感想文と申しますか、新聞感想文コンクールというのが行われております。先般、中学校のオープンスクールを見させていただいたときに、中1の方と中3の方の、ちょっと新聞社の名前は覚えていませんが、コンクール入賞の記事が掲示されておりました。私もざっと読ませていただいて、非常にしっかりした見識のもとで書かれた子供たちのイメージがありそこにわきまして、非常にうれしく思いました。

要は、新聞を通じて世界や日本のいろいろなニュースを知るきっかけとなる。自分を見詰める目と社会を見詰める力を同時に育てることができるということで、非常に私は新聞というのを活用すべきだと思っている次第でございます。つきましては、我が町、当町においても、授業はもちろんそうなのですが、今後、いろんな投稿、新聞に投稿する、自分の意見、考え方を投稿して、短くまとめるといいですか、そういった文章力の作成、自分の意見を書くといいですか。何かどこかの高校入試では、二百何十文字とかで、短文を書かせる入試もあるという話も伺っております。

いずれにしても、自分の意見を端的に表現するというのは私どもも非常に難しいわけございまして、そういったことで、同じようなことを最後に申し上げますが、新聞は思考力、判断力、表現力を育成し、日常から社会にかかわることができる。他者への理解や自分から学ぶ力がつくなど、有力な教材となるため、実践校であります小学校においては、社会科、家庭科、道徳などに、中学校では国語、公民などに新聞活用が行われておりますということが前書きでありましたが、そういったことで、今後ぜひ、今もやっていらっしゃると思いますが、新聞に投書、そして感想文を、ぜひともそういった記載があった場合は学校のほうで生徒さんに参加するようご指導、いただいていると思いますが、その辺について、質問の趣旨がちょっとずれたかもしれませんが、質問に対して回答をお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、荒井幸夫君。

[教育長（荒井幸夫君）登壇]

○教育長（荒井幸夫君） ただいまのご質問、小中学生新聞感想文コンクールへの参加、またN I Eの投書についてということでお答えをさせていただきます。

現段階では、町内ではコンクールへの参加や投書はしておりません。平成24年度から新学習指導要領が全面改正されまして、その中に新聞の活用、教育に新聞をとということでもうたわれてきておりますので、ただいま小林議員さんからお話のありましたように、教育委員会といたしましても、各学校に対して新学習指導要領の趣旨の徹底を図るとともに、先進的な取り組み事例を情報提供するなど、新聞が生きた教材として活用されるよう、指導、助言に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

小学校での5、6年生の英語必修化されて半年たったわけでありまして。そして、5、6年生での英語の授業について、先般もALTさんの授業ということで、西小の授業風景を見させていただきました。そして、そのときの子供たちの反応。はっきり言えば、非常に明るく楽しく学んでおる風景を目の前にして、よかったと思っております。

そして、これは東小でありましたが、小学校低学年の英語授業について、言ってしまうと英語になれる、親しむことが大事と思うわけでありまして、それらをあわせて子供たちの反応、そして先生方

の対応についてお尋ねしたいと思います。ご答弁をひとつお願いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 教育長、荒井幸夫君。

[教育長（荒井幸夫君）登壇]

○教育長（荒井幸夫君） ご質問にお答えをいたします。

5、6年生の英語授業についてということで、子供たちの反応はどんなものかということでございますけれども、平成23年度より、つまり今年度から小学校において新学習指導要領が全面実施されました。よって、5、6年生で年間35時間の外国語活動（英語）が必修化されました。

外国語活動においては、音声を中心に外国語になれ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として、さまざまな活動を行っております。

本町では、町の教育研究所が中心となりまして年間指導計画を作成し、東西小学校が同じ教育課程で取り組んでおります。また、1年生から4年生までの学年でも、外国語に早くからなれ親しめるように、学校独自に余剰時間を生み出し、ALTと担任の先生による学習に取り組んでおります。

子供たちの反応でございますけれども、学校評価によりますと、5、6年生の英語活動の意識を調べた結果によりますと、「英語を使っていろいろな活動をするのは楽しいですか」の質問に、91%の児童が楽しいと答えております。

小林議員さんも熱心にオープンスクールに参加され、東西小学校のALTの授業を直接ご覧になり、子供たちが英語でALTの先生に話しかけられ、戸惑いながらも意欲的に楽しそうに授業を受けている姿をご覧になったかと思えます。今後は中学校へどのようにつなげていくかという課題を検討して、更に英語活動の充実、推進を図っていきますように、教育行政と学校現場で連携をとりながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 英語が事実上、国際言語といえますか、共通言語として事実上、認知されて、多分20年、30年以上の時間が流れているような気がいたします。私どももサラリーマン時代の現職のときに、もう既に英語が理解できないと仕事ができない場面といえますか、多々そういうことがありまして、非常に冷や汗を流した思いがございます。

子供たちにおいては、やはり中学校の英語の授業も見させていただきました。これは文法から入る。そして、適切な発音も含めて、テープ、CDを使ってネイティブなスピーカーの発音をリピートするなりして勉強しておりました。先生も海外留学されて直接現地の勉強をしてこられた先生方がやられているようで、非常にいい授業内容だと思っております。

話を少し戻しますが、ALTさんなのですが、先般、西小でも東小でも見させていただいたわけですが、私、非常にこんなふうに感想を持たせていただきました。児童の様子を気遣う担任教師、そして発音のきれいな外国語指導助手、ALTの役割分担がしっかりできているように思います。特にA

L Tさんのしっかりとした発音、それからボディーランゲージというか、ボディーアクションですね。非常にやはりネイティブの人でないとなかなかそれは出せないのかな。日本人というのは、ある意味ではシャイなところといますか、遠慮深いところがどうしても出ますので、外国語に関しては、やはり平均的な見方をすれば、自分より大柄な人、目の色の違った人、髪の違った色の人と、言うなれば少し威圧感といますか、私自身も今もあるわけですが、子供のときからそういうものを、はっきり言えば取っ払っていただけるような、そういったことが今回のALT授業、小学生には求められているのかなと思います。

それで、先ほど教育長の答弁にも趣旨としてありましたが、早い段階から子供たちにコミュニケーション能力を身につけさせ国際感覚を育てる。英語必修化の目標は、英語に親しむ、授業にゲームを多く取り入れ、児童への指導はすべて英語で話すとか、まさしくそのようなことをやっておりました。ハロウィンパーティーの授業風景も見させていただきました。いろんなカードを使ったり、絵を使ったり、おもしろおかしく、子供たちの興味を引くといいますか、そういったプレゼンテーション的なやり方で、非常に私はよかったと思います。

それで、最後に質問させていただきますが、まとめさせていただきますが、小中学校間の連携について、先ほどちょっと申し上げましたが、英語での中1プロブレムがないようにするのが義務教育としての一番大事なところであるかと思えます。特に、私、高校での授業、現場を見ていないので、言うのは申しわけないのですが、日本語を使わず英語だけで授業が行われている実態にあるそうございまして、そういった中で、中学生がやがて高校生になるときに、今度は高1プロブレムと言ったらいいのでしょうか、そういったことがないように指導しなくてはいけない。そんなふうに思えます。それについてのご答弁と小中学校間の連携についてのご答弁をお願いしたいと思います。

最後に、一緒にご答弁いただければと思いますが、外国語指導助手、ALTの連携についてですが、先ほど申し上げた参観授業ではよかったと思いますが、ほかに何か問題点があるのか、ないのかですね。そして、今後そういったALTさんを使うことについて、今後新たに考えることがありましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 教育長、荒井幸夫君。

[教育長（荒井幸夫君）登壇]

○教育長（荒井幸夫君） ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、小中学校間の連携についてでございますけれども、町教育研究所を通しまして指導内容の情報交換や共通の指導計画の作成などを行い、また中学校の英語担当教諭が小学校の英語授業を参観したり、現実的には連携を図っております。また、今後それを推進していきたいと思えます。

今後は小中学校の連携を更に充実しながら、現実的な英語学習に取り組む、英語活動の取り組みにつきまして研修を深めながら継続的な英語学習の充実を図ってまいりたいと思えます。

また、質問の後半に、高等学校においては日本語を一切使わずに英語だけで生徒と先生で英語授業の充実を図っているというふうなお話がありましたけれども、現実的には中学校においても、時間、単元によって英語だけで授業を進めているというのが現実に学校にはあります。ですから、特に高等学校の場合には普通科とか英語科と最初から分かれてやっている教科等につきましては、全面的に英語だけで授業を進めているという学校がございますので、本町の中学校の卒業生の中にも、例えば、例を挙げて申し上げてよろしいかと思うのですけれども、館林女子高校は普通科で英語科というのがありまして、最初からそちらへ進んで英語の勉強をするという課程になっておりますので、今後ますますそういう専門学科においては、今小林議員さんがお話しなされましたような状況が現実に進められると思います。

最後になりますけれども、外国語指導助手、ALTとの連携についてでございます。今年度から小学校では新学習指導要領により英語活動が必修化されたわけでございます。担任の先生も英語が専門外の先生がほとんどでございますけれども、十分ALTと担任が話し合っただけで教材研究をして、ALTを担当する教諭がコーディネーター役をしたり、連携を図りながら授業を進めていけるように、こちらからも推進、指導を図っていきたいと思います。

今後とも連携方法を更に研究して、子供たちが楽しみながら効果的に英語活動が行えるように、さまざまな角度から検討してまいりたいと思いますので、今後ともいろんな角度から、また高所大所の立場からご助言、ご指導を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁にかえたいと思います。

○6番（小林正明君） どうもありがとうございました。

○議長（富岡芳男君） 以上で、6番、小林正明君の一般質問を終わります。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、1番、襟川仁志君の登壇を許可いたします。

1番、襟川仁志君。

[1番（襟川仁志君）登壇]

○1番（襟川仁志君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、暴力団排除条例及びクレーマー対策ということで質問させていただきます。今年の4月から群馬県暴力団排除条例が施行されました。この条例は、反社会組織である暴力団を一掃するために、従来の警察対暴力団の構図から、社会対暴力団の構図に変革させ、県民等が一体となった排除活動を推進するというものであります。これまでの法律では不十分であったものを県民総ぐるみの活動の具体的かつ明確な方法を規定した条例であります。暴力団を恐れぬ、暴力団に金を出さない、暴力団

を利用しない、暴力団と交際しない、これが基本理念であります。これはあくまで県の対象の条例であり、他県では市町村独自の暴力団排除条例を制定しつつありますが、千代田町でこの制定の考えはあるかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

群馬県におきましては昨年の10月に暴力団排除条例を制定し、本年4月1日から施行しております。この条例の目的としましては、暴力団は組織の活動資金や上部組織への上納金など資金獲得のため、賭博、覚せい剤の密輸等、伝統的な資金源に加え、社会情勢の変化に伴い、近年では民事介入暴力、企業対象暴力や公共工事の下請参入に伴う違法行為等の行政対象暴力へと、その触手を伸ばしており、県民の血税から成る公金が暴力団に流れる危険性を有していることはぬぐい切れないとしています。

また、人的基盤の確立のため、暴走族構成員等に対し暴力団組織への加入を工作しています。群馬県では暴力団排除条例を制定し、県内から暴力団の排除を実現するとしており、そのためには県内すべての市町村が県と同様に暴力団の排除を表明し、統一的な暴力団排除策を講じていくことが必要であり、各自治体の公共事業や事務、公の施設における排除措置、青少年に対する教育の措置を規定し、ぜひ条例制定に向け協力してほしいという要請がございました。

群馬県暴力団排除条例の特徴としましては、旅館やホテル、ゴルフ場の特定事業者が暴力団が利用することを知らずながら施設利用の契約を結ぶことを禁止した、全国でも珍しい内容が盛り込まれた条例であります。もちろん事業者が暴力団員へ資金提供することの禁止や、暴力団事務所に使用されていることを知って不動産取引をすることの禁止なども含まれております。

このようなことから県警本部では、去る7月に市町村の担当者を集め、暴力団排除に関する条例の制定に向けた説明会を開催いたしました。その中で、市町村が作成すべき「暴力団排除条例のモデル案」を示しております。そのモデル案の第12条に「行事からの暴力団の排除」という内容があり、その第3項には、「暴力団員であることを知らずながら、その者の露天、屋台その他これらに類する店を出店させないこと」という文言が入っております。これは県の条例には明記されていない項目であります。県警としましては、ぜひ明記してほしいという要請がありました。では、露天商は暴力団に含まれるのかどうかということですが、もちろんそうでない方もいらっしゃるわけですが、同様であると判断される場合もあるというのが県警の解釈であります。

本町においても、川せがきや町民体育祭、学校等の運動会にも露天商の皆様が出店しております。もちろん皆様、該当する方々ではないと信じておりますが、条例に明記すれば、行事自体が盛り上がり欠けて、おもしろくなくなってしまう可能性もないとは言えないと思います。

このため、既に前橋市にあっては条例が制定されたというような話も聞こえてくるわけですが、この条項については削除されたという情報も漏れ聞こえております。よって、まだ郡内において

も条例制定の動きは出ておりませんが、最低でも大泉警察署が所管する西邑楽3町にあっては、同一歩調をとりたいと考えております。既に大泉町とは、制度に向けて話し合いをしましょうという連絡はしておりますので、なるべく早いうちに協議に入りたいと考えております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 県並びに県警のほうから、その条例の施行をやってくれという要請があったということで、ぜひとも速やかに条例の制定に動いていただきたいというふうに思っております。

この露天商の件ですが、いろいろと川せがきの運営等もあります。前橋市、そういった先に施行されたところの内容をよく考えて進めていただければというふうに思っております。

体育館の前に大きな広告塔がありますが、そこに暴力追放の広告がなされています。千代田町もその協議会に入っていると思いますが、千代田町が率先してそういった条例を施行することで、千代田町のいろんな団体、また企業等にいろんな影響を与えていくというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと、このように思っております。

また、職員の皆さんがちゃんとやっても、町長がちゃんとやっていないければ、これはだめなのであって、8年前、議員時代に町長がサカマキさんという方と一緒に右翼の方に会って町の情報を流して街宣活動を行ったと。町長は前回の答弁で、やっていないというふうに言っておられましたが、二、三回会ったということは、既に会ったということはだめなのですね。それが既成事実になります。そして、今街宣活動しているのはその影響だと。この千代田町がこのようになっているのは、そのことが発端になっているというふうに思っております。

また、自宅に右翼関係の方を上がらせて交渉したという、とんでもない行動を行ったわけですので、親しい関係だからといって許されるわけではありません。町のトップがそういったことをしては、暴力団排除にはつながらないというふうに思っております。この辺を含めて町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

私は関係をしているということはありません。行き会ったから話をしたということだけ。この間、そういうお話をしました。それから、いろんなお話もしましたけれども、関係して、そういう中で私が組んで何かやっているような、そういうふうに思われるようなことの話が広まりますと大変迷惑な話で、たまたまそのときに行き会ったというだけの話で、それ以上のことで組んで何かやったとか、そういうことは全然ないのです。その点は理解していただきたいと思います。

それから、私が自宅へ招いて話をしたというのは、それは自宅ではありません。今の事務所になっているところで、町へ来ていろんなことを言っているのです、それでは何となくみんな嫌がっているか

ら、私がどういうことがあるのだったら聞かせてくれということで、ちょうど時間があいているところだったので、その話をしただけで、私はきっぱり、いろんないいかげんなことを言われましたけれども、お断りしております。

ですから、私が暴力団と組んで今そういうことをやっているというような、前やっていたのだとかあって。確かに行き会ったという、話をしたとかという話はしましたけれども、それが私が暴力団と関係しているというふうに、それも私は、その人が暴力団とかというのも全然知らなかったし、キカンシっていうのをね話したとおりですよ。それだけですから、あとは何も、まして町長になってからそういうおつき合いをしているわけでもないし、前の今言ったところの時期のときにそういうことが、たまたまあった、行き会ったというのかい、ある方の事務所の中でね。それだけのことですよ。行き会って話をして、それで私が暴力団と関係しているなんていうのは、そんなことを広げられたら大変迷惑な話です。私の性格、おつき合いがないからわからないと思いますけれども、そういうことというのは、割かし私はいつでもはっきりしていますし、何のことも、いいか、悪いかは、はっきり物を言うほうだと思っております。その点はぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 右翼の方と言っても、ちゃんと政治活動をしている政治結社の方もいます。大体7割ぐらいは、えせ右翼という、ほとんど暴力団に近い方になっている、そういうふうに言われておりますが、自宅ではないからいいとか、そういう話ではなくて、ちょっと会っただけだからいいという話ではないと思うのです。この条例があれば、暴力団員と関係しないということが基本理念でありますので、ぜひ町長のためにもこの条例をやっていただきたいと、このように思うわけです。

もう一点、いろんな町長の発言がありますけれども、先回、私の質問の回答で、私は襟川町長を守ろうとしたとか、応援したとか、そういった発言をされました。ここにいるほとんどの方がそういうふうに思っていないわけですね。そういうことを平気でこの神聖な議場の場で発言する。町のやったことは私の実績、親戚ではない人も親戚になってしまったり、二、三回会った人は別懇になってしまうと。その場、その場のそういった発言を言うってしまうわけです。だから、私は信じられないと言っているわけです。ぜひとも前向きにこの条例をやっていただいて、清潔な町長の政治活動を行っていただきたい、このように思っております。

続きまして、クレーマー対策ですが、よく町長がクレーマーが来て大変なんだということを議会でも、また全協でも話されますが、そういったクレーマーというのはどのような認識で定義づけされているのか。実際にあった例、詳細について、またその対応策についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 黙っていたいかなと思ったのですがけれども、私は前の街宣車が4台来たとき

に、ここへ、町へ入り込むのはだめだということで、手をこうやってとめようとして、そういうことも私は事実やって、そういうために、うちの店のところに街宣車が来て大騒ぎが起きたわけです。守ろうとしたというのは事実なのです。それが襟川さんの、済みません、お父さんのあれをとっちめよとか何だとかなんて、こんな町がおかしくなってしまうというので、私はとめようとしたのです。ですから、本当かどうかというのだったならば、そのときに警察の来た人に電話かけて呼び出しても結構ですから。群馬県警の暴力団対策課というところから来て守ろうとしたのです。その話はしてあるわけだと思うのですけれども、この間、前のときに。その点をご理解していただきたいと思います。

それでは、クレーマー対策につきましては、いろいろと範囲も広く、具体的な事案でないとはっきりしたことは申し上げられないわけではありますが、行政をターゲットとした政治結社等からの違法または不法な要求行為、いわゆる行政対象暴力につきましては、町といたしまして毅然として厳正な態度で対応しなければならないと認識しております。これは公正な町行政を推進し、町民との信頼関係を築いていく中で、法令遵守を大前提として、公平かつ公正な公務の遂行に当たることが何よりも必要であるからであります。

そもそも行政対象暴力とはどんなものなのかといいますと、これは暴行、威迫、つまり脅迫する行動や、その他不当な手段により町に対して違法または不当な要求をすることです。暴行、威迫、つまり脅迫をする言動や、その他の不当な手段について具体的に申し上げますと、暴力行為、脅迫行為、正当な理由なく面会を強要する行為、粗野、乱暴な行動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為、書面、街宣活動等により町の業務を妨害するおそれがある行為、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに町の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為であります。

今までの行政対象暴力による不当要求行為の事例についてであります。平成11年6月から8月にかけて、複数の政治結社による当時の町長及び一部の議員や職員に対する街宣活動が行われたことがありました。このとき、町内に産業廃棄物再生処理関連企業が進出したという中で、住民の総意として反対運動が起こり、企業が進出を断念した中での街宣活動でありました。その後、いくつもの文書等による要求行為があったようではありますが、街宣活動等の大きな問題には発展しなかったようであります。

そして、今回、私に対する街宣活動が本年1月から始まり、現在進行中であります。街宣活動につきましては、11月23日までの確認できるもので25回であることを確認しております。街宣活動の内容につきましては、町長が公共事業の入札に当たり不正な行為をして利益を得ているというような内容であります。私は一切そのようなことはしておりません。去る11月9日の議会全員協議会でも、街宣活動により住民の皆様が不安や恐怖心を抱かないよう、警察とも協力して早急に対応策をとってほしいという要望がありましたので、早速、町顧問弁護士とも協議しました結果、街宣活動を差しとめる仮処分を裁判所に提出することが当面の最善の対応策でしょうというアドバイスをいただきましたので、11月29日に仮処分申請のため委任状を弁護士に依頼し、裁判所に提出したところであります。

今後も町長として、このようなことに対し毅然とした態度で臨みたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 今の答弁で右翼の街宣活動についてお答えがありました。その辺については、先ほどの暴力団排除条例等いろいろ聞きましたので、質問はしません。

そういった一般常識を超えた要求、そういった要求ではなくて、クレーマー対策というそのほかに、一般常識の範囲内であってもいろいろと要求が来るだろうというふうに思うのです。執拗にそういった要求をされて業務に支障が出てくる、そういったことは実際にあるのかどうか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 業務のほうで時間がそれで割愛されるとか、今のところはそういうところまでいっておりません。今お話ししたとおり弁護士の方に相談して、仮処分という形で200メートル以内は入れないというような方向づけでなっていると思います。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 私が質問したのは、そういった暴力的なことではなくて、言葉の暴力といえますか、そういったことで、これをやってくれと言われて何回も執拗に要求されると。いろいろ対策に時間を割かれてしまって、本当の仕事ができなくなってしまう、そういったこともあるでしょうし、いろいろ言われるので、しょうがなくやってしまったと。こういったこともあると思うのです。町長はわからないと思うので、総務課長のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） クレームというお話でございます。民間等にあっては、クレームというのが単なる苦情ということではなくて、それがその商品に反映できて、また新たにその企業が発展していくといえますか、繁盛していくと。そういうようなとらえ方であるようではありますが、我々行政におきまして、住民の方あるいは役職員の皆様、いろいろ要望がございます。中には、ちょっと細かいといえますか、しつこい場合もあるかもしれませんが、町が困って業務に支障が出るというようなクレームはございません。それぞれ個人的な意見もあります。あるいは、役職上の要求もございます。できることはできる、できないことはできないということで対応しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 支障が出るようなクレームはないということでもあります。いろいろ議員の中にも相談されている方がいると思いますが、しょうがないということですので、しょうがないな。では、何とかうまくやってください。

それで、もう一点。これもクレーマーだと思うのですが、町長の後援会の幹部で、よく町長が仕事

中、相談しに行っている方。仮にこの人をKさんとしましょう。この人、役場職員ではないのですが、一般の住民です。この人が職員のところへ来て、いろいろと文句言ったり、電話の対応が悪いと。あげくの果てには自宅に謝りに来させたというようなことをやっているというふうに聞きますが、これは本当なのでしょうか。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） そのKさんという方がどういう方か、ちょっと私も存じ上げないところではありますが、電話の対応が悪いとか、窓口の対応が悪いとか、時にはそういったお話も住民の方からあることは事実でございます。ただ、特定の方が職員に対して、余りにも強いそういった要求とか指示とかはしていないというふうに理解しております。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） これも、していないということですので、していないのでは、これ以上の突っ込みはありませんが、町長も知らないということですが、そういった人が役場を私物化するようなことは絶対ないように、これからもお願いしたいというふうに思います。

また、職員の悩み相談所の設置が総務課にあると思うのですけれども、総務課にあっていいかどうかというのは疑問なのですが。というのは、町長直轄ですよね。ではなくて、第三者機関にあるとか、そういったところに置いていただければ、そういった職員の悩みも出てくるのかなという感じがいたします。これについては以上で質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、なかさと公園の野球場の硬式野球使用についてでございます。これについては4月から使用禁止になりました。その後、使用できるように検討していきたいという答弁がありました。その後どうなったか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

なかさと公園野球場については、本来軟式野球場としてつくられた球場であり、オープン当初から小中学校に限定した硬式野球の練習用として、暫定的に今年の3月まで貸し出しを行っておりましたが、近年の進化した金属バットやボール、更に選手のレベルアップなどにより打球の飛距離も格段に伸び、ファウルボールやホームランなど、特にファウルボールについては、軟式野球規格の高さ10メートルのバックネットや防球ネットを軽々と超えて場外へ飛び出してしまいます。幸いにして、これまで事故等の発生は聞いておりませんが、他の公園利用者や周囲の道路通行者に危険が及ぶことから、安全確保が図られていないため、硬式野球への貸し出しについて制限させていただいております。その後、何人かの議員さんからも、大きな夢や目標を持って高校で硬式野球を続ける生徒、軟式野球から硬式野球をやりたい生徒のためにも何とか検討してほしいと要望されておりましたので、硬式野球対応についての検討をさせていただいております。

硬式野球に対応するためには、ボールが飛び出してしまうと重大な事故へつながる可能性があるため、特に、なかさと公園野球場は公園内の球場であることから、他の利用者への安全確保を図らなければなりません。従いまして、現在のバックネット及び防球ネットの高さを、10メートルから最低でも15メートル以上にする必要があります。また、15メートルにしたから絶対にファウルボールが飛び出さないというものではありませんので、危険回避としてホームベース上に天井ネットを設置する必要があると考えます。更には、外野フェンス部分へも高さ10メートル程度の防球ネットをライト側からレフト側まで設置する必要があると考えます。

以上、改修工事を行うには多額の費用を要するため、硬式野球利用者の需要と費用対効果、また4月以降は、これまで空きがなく利用できなかった軟式野球利用者の増加も見込まれることなども考慮し、総合的な検討をする必要があると現時点では思っております。

いずれにいたしましても、他の公園利用者や周囲の道路通行者への安全確保の担保が図れないと貸し出しできない状況であることはご理解願います。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） いろいろ総合的なことを取り入れてやっていくということなのですけども、その中にぜひこの意見も取り入れてもらいたいのですが、皆さんもご存じのとおり本町出身の岡島豪郎君が東北楽天ゴールデンイーグルスに入団が決まりました。町の広報紙でも特集が載っていましたが、大変すばらしいことであり、同じ町民として誇りに思うところであります。彼がここまで来るには、彼自身の素質や努力というものがあつたわけですけども、そのほかに家族の協力であつたり、小学校時代では千代田少年野球クラブ、中学生のときは太田ボーイズと。そして、関東学園大学附属野球部、そして白鷗大学野球部というところで、いろんな人の指導があつたからだというふうに思っております。

その太田ボーイズさんは中学校の硬式野球クラブということで、なかさと公園でも何度も練習をしているというふうに聞きます。また、東毛野球塾でも彼が実際に指導していたというお話も聞いております。余り頻度がないから検討していくことではなくて、こういった岡島君みたいな野球少年がどんどん出てきてくれることが町のためにもなるのかなという感じがいたします。

いろんな意味で苦情があつて、それから危ないということで硬式野球使用禁止になつたわけですけども、町長はその子供たちが野球をする環境を奪ってしまったということだというふうに思います。ぜひ第二、第三の岡島君がこの千代田町ができるように、町としてもその辺を一緒に含んで検討していただいて整備していただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

岡島さんは私のすぐ近所でありまして、お父さんが非常に野球が好きだったので、小さいときから

キャッチボールをやったり、いろいろ仕込んでいたという言い方はおかしいかとは思いますが、野球少年がプロ野球の選手になれたということで、近所でもみんな喜んでおります。

硬式野球のネットの問題なのですけれども、これから協議、検討してまいります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） 12月でありますので、予算要望が各課から出てくると思います。ぜひその辺の整備について予算を入れていただきたいというふうに思っております。

続きまして、町道の整備ということでお聞きしたいというふうに思います。私初めて一般質問させていただいた1年目のとき、安心安全のまちづくりということで質問させていただきました。町の基幹道路に歩道を設置してくださいということで、特にジョイフル本田から町民プラザまでの間、これについて歩道の設置をお願いしたいという質問をさせていただきました。そのときは、お金がかかることなので、当面はできませんという回答でしたが、その後、ジョイフル本田ができ、明和町では第3工業団地が造成されました。前よりも更に重要な基幹道路になったというふうに思いますが、町ではこの道路をどういう位置づけをされているのか、整備計画の予定構想はあるのか、お聞きしたいというふうに思います。

また、時間がないので、続いて石橋課長にお聞きしますが、座談会のときに県道の格上げも検討しているというお話を聞いたので、あわせてその辺をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 時間が本当に迫っておりますので、早口でやらさせていただきます。

ご質問いただきましたジョイフル本田から町民プラザまでの町道ということでありますが、広域的な構想で答弁させていただきたいと思っております。

町道27号線は、昭和50年度から昭和58年度にかけて、県営事業の広域農道として千代田町赤岩地内の主要地方道熊谷館林線から、明和町上江黒地内の県道今泉館林線に至る全長約11キロメートルが整備され、完成と同時に両町に譲与され、町道として管理しております。

また、接続する県道を通じて大泉町や板倉町と連絡し、邑楽郡東西の幹線道路の一つとして、人的交流や物流に重要な役割を果たしております。しかし、現在は、広域農道として整備された当時と比べて、沿線には工業団地の開発に伴う優良企業の進出や、今年3月に超大型商業施設ジョイフル本田千代田店の開店などにより交通量が著しく増加し、その交通量は県道を上回る状況となっております。

更に、広域農道の機能については、館林広域都市計画においてもその機能が期待されており、将来的には館林環状線への連携や千代田・明和・館林インターチェンジ連携軸として、館林都市圏総合交通体系調査において、その重要さが認識されているところであります。また、東毛地区の産業基盤となっている各工業団地から国道122号線へ連絡する主要路線については広域農道がその役割を担って

おり、館林圏域内の拠点地域の連携や広域連携軸とも連携した整備を進めていく必要があると考えております。

また、懸案でありました当地域と首都圏を連絡する国道122号バイパスの整備は地域の期待が高まっているところであり、さらなる地域の発展のため国道354号線を補完し、邑楽郡の東西地域を結ぶ広域的な幹線道路の一つとして、ぜひ県道に昇格していただくよう、11月18日に開催され、館林邑楽地区市町村懇談会において、明和町と千代田町の共同提案により県知事に要望させていただいたところでもありますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 建設水道課長、石橋俊昭君。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 襟川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

座談会のときに、たしか木崎地区でしたよね。広域農道のお話だとかいただいたのですけれども、そのときに広域農道については交通量も当時と比べて大変増えているということで、県道格上げということも検討していきたいというお話しさせてもらいまして、その後、明和町さんのほうと、やっぱり千代田町だけというわけにもいかないの、広域的な考えで、明和町さんと協調した中で県のほうへ要望をさせていただいたということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 1番、襟川仁志君。

○1番（襟川仁志君） ぜひ、町に予算がないということであれば、県道格上げのほうに進めていただいて整備を進めてもらいたいというふうに思います。うちの前だから整備をしてくれとか、そういうのではなくて、自転車、あそこ乗ってみてくださいよ、ずっと。風圧で飛ばされそうになりますから。それだけ大型トラックがびゅんびゅん走っています。夜なんかでは命がけですからね。

それから、あそこで農作業している人が、アスファルトのかけらがぼんと飛んできて危なかったり、そういったこともあります。それだけ交通量が多くて、保守とかそういう対応もいっぱいあるのかなという感じがしますので、ぜひ前向きな方向で進めていただきたいというふうにお願いをいたしまして、一般質問とさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 以上で、1番、襟川仁志君の一般質問を終わります。

続いて、4番、川田延明君の登壇を許可いたします。

4番、川田延明君。

[4番（川田延明君）登壇]

○4番（川田延明君） 4番、川田でございます。通告順に従いまして質問させていただきます。

まず、行政区の格差是正についてお伺いをいたします。本町では、長年16行政区で運営されておりましたけれども、東部住宅団地ふれあいタウンの世帯数増加によりまして1区増やし、現在17行政区となっています。世帯数は125世帯だと思います。また、舞木の区画整理によって16区の世帯数が急増しております。実に世帯数580世帯、約1,600人までになっています。また、世帯最少区では80世帯、約260名。格差は約7倍強であります。均衡のとれた行政運営とは、とても思えません。ごみ置き場

や配布物の問題も含めて、行政区の見直し検討はしているのか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

行政区についての質問でございますが、町内17行政区につきまして、世帯数、人口、公民館等の数に違いがあり、その格差をどう判断するかということであろうかと思えます。

行政区について調べてみましたが、町の歴史書とも言うべき千代田村誌によりますと、明治22年4月に施行されました町村制によって大規模な町村合併が行われたわけでありますが、このとき町村内を行政の便宜上から区画した地区を区と言ひ、その多くは旧村、今で言う大字を単位として設置されたようであります。この区の長を区長と呼び、名誉職であつて、村落共同体の代表者でありました。今でもその性格を残しながら、村政運営の一端を担う重要な役職でありますと、昭和50年発行の千代田村誌には書かれております。

さて、このような歴史があつて、明治、大正、昭和を経て平成の時代を迎えたわけではありますが、この間、昭和の大合併や平成の大合併が行われ、現在の市町村数は東京23区を含めまして1,742であります。この市町村につきましても、最大横浜の369万人、町村にあつても、岩手県岩手郡滝沢村の5万4,180人から、東京都八丈島支庁の青ヶ島村の180人まで、千差万別の組織となっております。ちなみに千代田町は1,210番目であります。

町内の行政区につきましては、本年10月末の世帯数で比較してみますと、一番多いのが舞木16区の580世帯、一番小さいのが9区木崎の79世帯であり、その格差は7倍であります。

行政区の見直しについては、時代の変化に伴い必要となる場合もあろうかと思えます。例えば世帯数が少なくなつたり、老人の世帯ばかりになつて、地元の役職を受ける人がいなくなつてくる場合もあるかもしれません。また、これとは逆に、新住民が多くなることで区が大きくなり過ぎて、区長さんから、手が回らなくなり分割してほしいというような話が出てくる場合もあるかもしれません。しかしながら、どちらの場合にしても、区長さんや地元の皆さんから、このままではやっていけないから、区の合併なり、区の分割をしてほしいという話が出てきましたら、町といたしましても議会の皆様や区長会の皆様と話し合いを行い、よりよい方向へ持っていけるように対応していきたいと考えております。

また、公民館等の数についても、長い歴史の中で受け継いできたものであり、また施設建設に当たっては町から2分の1の補助金が出ておりますので、現状のままでまいりたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） 今お答えいただいたところによりますと、区の区長さんなり、その区のところから話が出ないと行政は何も考えないということのお答えでした。しかしながら、7倍強の格差が生じている。昔の歴史とか流れも確かに必要ではありますけれども、今の現状を見ますと、やはり

行政として考える必要性があるのではないかなと思うわけであります。再度そのことについてお聞きするとともに、今人口の多い区長さん、あるいは少ない区長さんからの何らかの相談は寄せられているのか、いないのか、その辺についてもあわせてお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 総務課長のほうが熟知しておりますので、総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） お答えいたします。

先ほど町長が申し上げましたように、行政のほうから考えるということも一つであろうかと思いますが、基本としては、まずやはり地元の考えを重視していくというのが民主的であろうと思います。

メリット、デメリットいろいろあるのでありますけれども、例えば、まず17区みたいに新たに区ができる場合については、これはもうやむを得ない話でありますので、追加で区ができるという部分がありますが、今ある区が分割をされるというふうなことになってまいりますと、行政区の統廃合につきましては、一方で多額の経費が発生してくる場合もあります。お金だけの問題ではもちろんないのですが、住民福祉課で担当しております住民基本台帳、これも変更していかななくてははいけない。あるいは、財務課の税関係の電算処理、選挙人名簿、水道事業の料金徴収、いろいろなものを含めて、区が変わっていくということは、そういったものも全部見直していくということになります。それと、新たな行政区をつくりますと公民館を建設しなくてはならない。あるいは、ごみ置き場も設置しなくてははいけない。そういった新たな整備をしなくてははいけない部分が出てきます。

それと、もう一点心配であるのが、どういう分割の仕方をするかと。一つの区をどういう形で分割していくかと。多分人口、世帯数が多いところというのは、アパートができたり、あるいは新たな住宅が建ったり、今までの既存の行政区の中に新たなそういう新住民が混住してくるような地域であろうと思います。そうしますと、その分割の仕方によって、旧住民と新住民とのコミュニケーションと申しますか、場合によっては力関係とでもいいでしょうか、そういった問題も新たに発生してくる場合がありますので、その点も踏まえて地元の意見もよく聞きながら、そういった必要があれば考えていきたい、そういう判断でございます。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） わかりました。

いろいろそういう地元のほうからそういう要望が上がったときには、行政としてしっかり対応していただきたいと、そのように思います。

続きまして、協働のまちづくりについてお伺いしたいと思います。厳しい経済情勢や情報化社会の進展によりまして、ニーズの多様化、高度化などの背景により、これまでの行政主導によるまちづく

りでは、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを進めることは難しくなっている。そして、協働のまちづくりが必要になってきたのではないかなと、そんなふうに思うわけであります。

町長は、今まで協働のまちづくりを推挙して、みんな頑張ってくれよと言ってきたわけですけども、3年、4年ぐらいたちますか。その成果として、町長はどのようにとらえているか。そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 町の施策として提言し、推進を行っております協働のまちづくりは、何を指すものなのかという内容のご質問でございますが、千代田町を初め我が国を取り巻く社会、経済状況は、地方分権の推進、行政改革、長引く不況など厳しい状況にあります。また、町民の生活習慣、価値観の多様化や加速する少子高齢化など、千代田町が行政運営を推進していくに当たり、さまざまな問題に取り組んでいかなければなりません。しかし、千代田町民が安全安心に暮らしていける住環境づくりや望まれる行政サービスは、教育、福祉をはじめさまざまな分野に及び、ますますニーズが多様化してきており、行政が直接すべてのサービスを提供し続けていくには限界があります。そこで、さまざまな要望に対応していくためには、町民の民間活動団体、企業などが行政とともに持ち得る力を合わせ、行政と協働し、真に住みよいまちづくりを推進していくことを目的としたものが協働のまちづくりであります。

町民の方々が行政とパートナーシップをとり、お互いの力を合わせ、さまざまな事業を展開することにより、町全体及び地域において、住みよい環境を創生していく町民が参画したまちづくりの一つの方法として、協働のまちづくりを提言してまいった次第であります。

今まで取り組んできました協働のまちづくりの進捗の状況につきましては、平成21年の8月より2種類の団体助成金制度を設け開始いたしました。平成21年度におきましては、3団体の方々にご活躍をいただきました。また、平成22年度におきましては、8団体の皆様に助成金を給付し、積極的な事業展開を行っていただいております。まず、活動内容につきましては、地域等における花いっぱい運動の団体が4団体、公園の美化管理団体が1団体、道路の清掃・美化や緑地帯の除草・美化を行う団体が2団体、ベンチなどを製作し、憩いの空間をつくる団体が1団体となっております。平成23年度につきましては、現在10団体の方々にご協力をいただき、活発な活動をいただいております。このように少しずつではございますが、協働のまちづくり団体も増えてまいりました。

また、安全安心な生活の確保という地域防災の観点から、自分たちの地域は自分たちで守ろうということで、地域防災組織が各地域で結成されつつあります。そのような取り組みも含めまして、今後も町民の皆様のご理解をいただきつつ、協働のまちづくりを推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） 町長にお尋ねしたのは、実績と成果はどうかということをお尋ねしたのですけれども、現在、活動実績及び活動成果は実際には公表されていないのですね。推進委員メンバーは、たしか今5名いると思うのですが、助成金交付のための審査をしているのではないかなというように、もっと活動実績を公表して、すばらしい成果を出した団体には何らかの形でたたえてあげられないかなと、そんなふう思うわけですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 総務課長のほうからお話をさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 協働のまちづくりの実績につきましては、町の広報等にも載せてPRさせていただきますので、そこら辺のところでご理解いただければありがたいと思います。

それと、協働のまちづくりの団体認定に当たりましては、審査委員会ができておまして、5名の審査委員で協議をしております。もちろん補助金云々の関係は協議はするわけですけれども、その目的、その事業が本当に協働のまちづくりの考え方に照らし合わせて合致しているかどうか、そういった効果が得られるであろうか、そういったところまで、場合によっては現地まで行って、そういったものを本当にやっているかどうかの実績確認までしたり、一生懸命委員の皆様にご協力いただいて、実現可能な団体を認定してやっていただいているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） いずれにしても、町民と行政が相互の理解のもとで目的を共有して協力し合うと。そして、地域の公共的な問題を解決する、よりよい町を築き上げることだと思えます。

先ほど町長のほうから、町長のほうではなかったか。舞木の区画整理の問題で話があったわけですが、今も16区の問題で、先ほど行政区の是正と言いましたけれども、すばらしい町並みが形成されております。私は、組合事業ではありますけれども、舞木の区画整理は協働のまちづくりの最たるものだと確信しております。この事業が町の協力をいただきながら早く終了させることをお願いしておきたいと思えます。このことについては質問ではなく、次の質問に移らせていただきます。

町内の防犯、防災対策の観点からお伺いしたいと思います。町内に所有者が管理できていない空き家や空き地が見受けられます。この行政のほうで件数等把握していたら、どのくらいあるのか。また、所有者の実態はどのようなことになっているのか。これは、個人情報等の問題もあると思えますので、できる範囲で結構です。お答え願います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 町内にどのくらいの空き家や空き地があるかということでございますが、正

確なところは確認しておりませんが、空き家についてはおおむね30件程度であろうと思います。また、空き地につきましては把握いたしていません。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） 空き家は30件近くということでしたけれども、これについて町はどういうふうに思っているのか。不審者の侵入とか、枯れ草火災の危険性、またごみの投げ捨てや野ネズミ発生など衛生面も危惧されます。地域からそれらの苦情等は年間どのくらい来ているのか。過去に管理されていない家がありまして、家の周りじゅうが草木が生い茂って道路の半分以上、交通の妨げになっていました。いつ事故が起きてても不思議ではない状態でしたけれども、見るに見かねた区長さんなり近所の有志が、一日がかり、10人以上かかりましたですかね。きれいにしました。それから、もう半年以上過ぎていまして、また同じような状況になるわけです。そういう状況を町は知ってか、知らずか、そのままの状態にしております。どう考えているのか、お答え願います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 空き家や空き地に対する苦情等の発生率については、分母がつかめませんので不明ですが、雑草や樹木等が生い茂る隣地へ迷惑がかかっているとの苦情や相談の件数につきましては、昨年度8件、本年度現在までで既に8件受けております。

詳細説明は環境保健課長、お願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 環境保健課長、野村真澄君。

○環境保健課長（野村真澄君） ご質問でございますけれども、空き家につきましては現在30件程度ということで見込まれておりますけれども、その管理につきましては所有者が当然行うべきだというふうに考えております。

昨年度苦情があったものについて、雑草等でございますけれども、町の空き地の環境保全に関する条例に基づきまして通知なりを差し上げた結果、ほとんどのところでは対応していただいております。

川田議員さんがおっしゃっていたところにつきましては、幸いに地元の方たちがボランティアということでやっていただいたということで、環境保健課のほうも片づけに対しては応援をさせていただいたというような事例がございますけれども、できるだけ管理者の方をお願いをするような形で今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） わかりました。

所有者が管理するのが当然のことだと考えます。しっかり指導ができれば、それにこしたことはあ

りません。しかしながら、先ほど申し上げましたように同じような状況に陥ることが危惧されます。そういった行政のほうで空き家の登録制だとか、いろいろ今後、町条例等でもつくって、しっかり管理していただきたいと、そのように思います。

それから、次の質問ですけれども、大震災による計画停電を我々は経験したわけですから、日ごろからの省エネ、省電力推進への取り組みとして、家庭での簡単にできる方法が幾つも紹介されていると思います。簡単に言いますと、待機電力に注目してみましたところ、もとの電源を切るだけで、1家庭で相当な電力が節約できます。しかしながら、なかなか実行に移せていないのが実態だと思っています。町のほうとして、これまで以上の啓発資料の配布が必要ではないかなと思います。この辺について町として啓発資料の配布等を今後もっともっとやっていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 原発事故によるエネルギーの大切さ、特に電気の恩恵を改めて認識された方が多いと思います。化石燃料の大切さを知っていただき、少しでも長く使えるよう、住民の方に省エネに協力していただきたいと思っております。そこで、町では、代替エネルギーとして太陽熱温水器や太陽光パネルを設置する際の補助制度も実施しております。いろいろPRしながら、広報というのですか、そういうことに対して今質問がございましたけれども、やっていきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） 今年11月より太陽光発電に対してですけれども、電力会社の買い取り額が24円から倍の48円に引き上げられました。設置費用を回収できる期間が20年から30年と言われていたのだけれども、買い取り額が倍になったわけですから、設置する利点が大幅に拡大しまして、10年から15年で回収できると。そういうことで、今現在ソーラーの補助申請が殺到しているのではないかなと思いますけれども、先日追加補正をして、引き続きやりますよとお聞きしましたけれども、更に来年もやっていただけるのかどうか、お聞きしたいなと思います。それについてお願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

太陽光発電の補助実績につきましては、昨年度が38件、本年度は既に30件の申し込みがあります。今後、太陽光パネルは性能が上がり価格は下がるとおられますので、これからも設置件数が増えてくると見込まれております。町といたしましても来年度予算に盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） ありがとうございます。

ただ、来年の4月から一般家庭の電気料金が値上げされるのですね。ですから、本来の姿は、ソー

ラーで発電した電気を自分のところで使用したり備蓄したりするのが一番よいと私は考えているわけ
です。そういう観点から、蓄電池設置者への助成制度を今後考えていただけたらと思うわけですが
ども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 今後検討していきたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 4番、川田延明君。

○4番（川田延明君） 今後検討していただけるということでございます。

さきにも申し上げましたように、CO₂削減ができたり、電気料金も安くなり家庭の出費が減ると
いうことは、町全体が丸ごと得になるわけでございます。ぜひ町を挙げて進めていただくよう要望し
て、まだ時間残っていますけれども、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（富岡芳男君） 以上で、4番、川田延明君の一般質問を終わります。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、9番、黒澤兵司君の登壇を許可いたします。

9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 9番、黒澤兵司であります。通告順に従いまして質問させていただきます。

質問は、保育制度改革（子ども・子育て新システム）について伺いたいと思えます。今各地の自治
体で来年度の保育園の申請が本格化しております。保育園に入れない待機児童は全国で2万5,000人、
3歳未満の子供がいる主婦の就業率は33%であります。こうした事態に国は株式会社などを参入を促
し、保育の量的拡大を図ろうとしています。一方、企業の参入が加速されることに対しては懸念の声
もあります。少子化で将来の労働力不足が懸念され、更に世代間で支え合うことが原則になっていま
す、社会保障の持続可能性が脅かされておりますことにもよります。男性も女性も、結婚し、子育て
しながら無理なく働き続けたいと思うことが当たり前になっております。現実には安心して働き続け
られる環境が整っているとは言えません。働き盛りの20代後半、30代、40代の女性の多くが育児な
のために職を離れていっています。この背景には労働環境が厳しいということもありますが、もう一
つ、保育園を確保するのが難しいという問題があるのです。保育園は慢性的に不足し、つくっても、
つくっても足りない状況であります。子供を安心して預けられる場所があれば働きたい。保育の潜在
的需要は100万人とも言われています。これまでの経済モデルが行き詰まりを見せている中で、女性

の経済への参画こそが経済成長や競争力向上に結びつくと思われる中で、保育園不足の打開がますます急務となっております。

政府は今、状況を打開するために子育て支援の新しい仕組みづくりに取り組んでいまして、その柱の一つが保育園の経営に株式会社など民間事業者の参入を促すことです。これまで営利を目的とする企業の参入に対して慎重な意見もあり、社会福祉法人と補助金で差をつけられていましたけれども、今国は企業、民間事業者の積極的な参入を切り札に保育園不足の解消をしようと進めております。

そこで、政府が2013年度から段階的に導入予定の子ども・子育て新システムとはどのような制度なのか、伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

国による子ども・子育て新システムの基本制度案要綱によりますと、すべての子供への良質な成育環境を保障し、子供を大切にする社会や、出産、子育て、就労の希望がかなう社会などの実現を目的に、政府の推進体制、財源の一元化、社会全体による費用負担、基礎自治体の重視、幼保一体化、多様な保育サービスの提供といった、新しいシステムの実現を目指す制度となっております。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 保育園が足りない自治体の悩みとして、待機児童の数が485人と、全国で10番目に多い東京足立区が去年待機児童対策専門の課を立ち上げて、区ではこの3年で20以上の保育施設をつくり、10億円以上をつぎ込んで対策を進めてきました。しかし、これ以上自前で保育園をつくるには財政的に厳しい状況であり、限界であると言っていました。

そこで、足立区で注目したのが幼稚園の活用でありました。幼稚園は、保育園に比べ、定員にあきがある園が多いと言われております。幼稚園では受け入れていない2歳以下の待機児童を預かってもらえないかと考えたのであります。まず、突き当たったのは設備の問題で、2歳以下を預かる場合、給食専用の調理室が必要になります。幼稚園は弁当が中心で、新たに調理室をつくれれば3,000万円以上かかることがわかりました。職員も増やさなければならず、人件費もかさみ、それでも区の職員は補助を出すので、受け入れてほしいと頼みましたが、断られたそうです。54園ある幼稚園のうち、受け入れを決めたのは2カ所にとどまっていると言っています。難しい待機児童の解消。足立区が注目しているのが民間の力であります。区が補助を出し、企業などに新たに保育園や施設をつくってほしいと募集を始めています。経費節減、財政力が強くない自治体にとって、スピードと経費の面で大きな効果があると言っています。

こうした自治体の意向を追い風に、企業は今、保育園の経営に注目をし始めております。待機児童の多い都市では、企業が運営する保育園はこの5年間で倍増し、不動産業者や鉄道会社、人材派遣会社などさまざまな業種が参入しております。自治体では難しい保育園の開園をなぜ相次いで実現でき

るのか。それは、企業が持つ独自のネットワークと、利益を出しながら運営するノウハウがあるからだと言います。そこで、民間参入で保育所が増えて入所しやすくなり、待機児童はなくなると言っていますけれども、それについて伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 国による新システムに関する中間取りまとめによりますと、基準を満たしている施設やさまざまな保育事業への財政措置などを行うことによって、さまざまな事業主体の保育事業への参入を促進し、保育サービスの量的な拡大を図るとされておりますので、国の今後の動向を見守りたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 現状の保育の制度、幼児教育の制度になり、戦後60年余り続いています。今、人々の生活スタイルとか価値観、経済情勢に対応し切れなくなっております。制度疲労を起こしてもおります。なぜ待機児童問題が解消しないのか。都市部の問題ではありますが、働くことを希望する女性が増えている。これは厳しい経済情勢の中で家計の維持の必要性もあり、また女性の高学歴の普及があり、参加したいのは当然なことだと思います。

一方、国レベルで見ても、少子高齢化がこれほど急速に進んでいる今日は、経済成長とか社会保障の意義からも、女性の働くことの意味というのは非常に大きくなっていると思います。仮に働きたいと希望している女性がすべて働けたら、GDP比は1.5%アップするという試算もあります。保育所が足りなくて、働きたいのに働けないという現状は、女性自身にとっても国にとっても大きな損失だと言えると思います。そういう意味で、従来の事業自治体だけでは追いつかない待機対策に機動性の高い民間企業の参入は、ある程度の期待が出てくるだろうということになろうかと思えます。

また、その民間事業者が参入することによって、この営利目的があるために参入に対する危惧の声も上がっています。企業が経営している保育園でさまざまな問題が発覚しています。首都圏を中心に29の保育施設を経営している企業が、業績悪化を理由に施設を一切閉鎖。また、別の企業では施設の不備が指摘されました。50人分の給食をつくるのには狭過ぎる調理室。保健室は物置として使われていました。企業の参入で利益優先のずさんな経営が増えるのではと懸念が出てきているのです。

そこで、必要な保育を受けられ、また働いていなくとも保育所に入所できるシステムなのか、伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 現在の保育園の入所については、町にお申し込みをいただいた保育に欠ける児童に対して保育を行っているところでございます。国の新システムの中間取りまとめにおいては、市町村が客観的な基準に基づき保育の必要性を認定した上で、保護者がみずから施設を選択し、保護

者が施設と契約をすることとなっておりますが、特別な支援が必要な子供などについては、市町村が利用可能な施設や事業者へのあっせんなどをすることとなっております。なお、市町村における保育の必要性の認定基準につきましては、国において今後更に検討することとなっております。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 保育の質を保つにはということで、推進、向上が大切だと思います。

まず、参入するには、自己資本比率、指定基準、設置基準、人員配置を守っているか、明確な判断をすることが最も大事なものであります。運営している間にさまざまな情報を公開させ、万が一撤退の場合にライフラインをとっている。親にとっては、事前に手続を義務づける。そして、撤退をしたときに行き場のない子供たちが出ないように、市町村が手当てをすることも義務づけられています。新たに設けられる厳しい評価、監督を市町村が子供、子育て関与を設ける。地域の専門家や当事者が入って執務評価をしていくということだそうです。また、ガイドラインは国が設けて、今以上に国、市町村が権限、責務が大きくなる。それだけのハードルの高いものに対して、こらえることの力や覚悟のある事業主が入ってくるとも言っております。そして、単に利潤を求めるだけの参入はあり得ないと、他力本願的なことも言われております。

そこで、保育制度が変わり、市場化に対する自治体、町の対応や考え方について伺いいたします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 国の中間取りまとめにおいては、保育の量的拡大に向けて、株式会社やNPOなどといったさまざまな事業主体の参入を認めておりますが、国では更に検討することになっておりますので、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 親が働いているか、いないかで、子供は幼稚園と保育園に分かれています。幼稚園は原則4時間しか預かってくれない。働く親は預けられない。一方、どんなに保育園に入れたいと思っても、保育に欠ける要件がないと保育園に入れない。子育て生活の環境は厳しくなっております。子供が本当に必要な幼児期に、幼児教育と保育の一体で保障される場がないのは問題であります。地方は人口減少、少子化が進み、幼稚園と保育所が別々で経営が成り立っていない。特に幼稚園が廃園に追い込まれているところもあります。子供が健全に育つためには、一定の集団で教育保障を受ける場がなくなっていく。これは非常に問題で、今国が検討しているのは、幼稚園のよいところ、保育園のよいところ、一体で保障してこども園をつくる。幼保一体化をつくることによって、親の働いている、働いていない、就労環境とか、都市とか、地域の差を問わず、就学前の子供によりよい保育と教育を一体で提供しようということをやっております。

今、新システム導入により町で進めている幼保一体化への影響や問題点について伺います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 現在、国で検討を重ねられている子ども・子育て新システムにつきましては、幼保一体化を含めた次世代育成支援のための包括的、一元的なシステムとなっておりますが、具体的な内容につきましては国で検討中ということでございますので、今後、法律などで定められた内容に基づきまして、町におきましても幼保一体化を引き続き検討していきたいと思っております。

黒澤議員におかれましては、常任委員会に請願が出ておるそうですが、その中でも協議をしてくださいとさせていただきます。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 国の認定を受けた認可保育園は4月1日時点で全国2万3,385カ所、群馬県におきましては公立が113カ所、私立におきまして307カ所、計420カ所でございます。千代田町から町外でお世話になっている人もかなりいるかと思っております。それを勘案しまして今質問しているわけですが、設備や職員数など、国が定める基準を満たす必要があり、運営主体は社会福祉法人と自治体で行われていました。

一方、厚生労働省は、2011年度から自治体が独自に認証する保育所への補助金の支給を始めました。これは認可と認証ということですね。認可保育園に限り補助金を出していたため、認可外と料金格差が目立っていました。政府は2012年度予算編成で、国が私立保育所への支援を目的に年間4,000億円を支出している市町村向けの補助金、保育所運営費を廃止する案がわかりました。税制改革で決まった住民税の年少扶養控除廃止に伴う増収で、2012年度は地方の収入が5,050億円に増える見込みです。この分をかわりの財源に充てる検討を行い実現すれば、保育所支援は全額地方負担になると言っております。ただ、保育関連団体は、財政力の弱い自治体が保育所への財政支援を減らし、保育サービスに地域格差が出るおそれがあると反対しております。政府は既に幼稚園と保育所、すべて一体化施設とすることを断念。新システムに指定できない一部の幼稚園が参加を拒否した場合、そうした園に引き続き就学助成を残し、文科省が所管するのがふさわしいとの判断もしております。いまだに多くの課題が積み残されたままであります。

児童福祉法の第2条、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」、また第24条で、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児又は児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときには、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とうたっております。

新システムは、保育制度の託児サービス、営利サービス化の提案であり、待機児をなくし、子育て支援の根本的な充実にならないという声が多くあります。

そこで、伺います。本町における待機児童の現状と、補助金、保育所運営費を廃止し、保育所支援は全額地方負担になると言われています。保育制度改革の町の認識や考えを伺いたい。例といたしまして、板倉町にシダックスという会社が何か入るような情報も受けています。そういう中で、町に参

入する可能性も出てくるのではないかと思いますので、その辺についての認識を最後に伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 詳細につきましては住民福祉課長より説明させていただきます。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

本町の待機児童の状況なのですが、平成24年度の申し込み状況につきましては、西保育園が147名、東保育園が76名、待機児童は発生しておりません。なお、4月以降、これから毎年のことなのですが、随時入園希望は出ている状況でございます。

また、補助金の関係なのですが、要綱案ではこの改革が社会保障と税の一体改革という中で検討されておりまして、その費用負担につきましては、税制抜本改革による財政確保を前提として、公費を中心に負担することとするが、低所得者に対しても一定の配慮を行い、利用者の負担を求めると。ただ、内容については今後検討ということで、その要綱案について、ほとんどが今後検討といった状況でございます。先ほど黒澤議員がおっしゃられましたとおり、この案が出てから私学助成が文科省のほうが必要だということは新聞記事にございましたが、想定なのですが、大きな大学附属幼稚園といったようなケースもこの中には含まれているかなという気がしております。

今後、今時点でどうするか。認識かと言われるご質問なのですが、今の状態ですと、どのような方向に進んでいくのか、まだわからない状況でございますので、国の動向を見ていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 続きまして、2つ目の質問を行いたいと思います。

町の環境問題の取り組みについてであります。過日新聞報道で、廃棄物処理で県が千代田町の業者に許可取り消しとの報道がありました。どのようなことなのか、伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 赤岩に所在する廃棄物処理業を行う事務所において産業廃棄物処理施設の立入調査が行われた際、一般廃棄物処理施設として稼働していた破碎機が、販売業者の処理能力では許容範囲であったわけでありましたが、県の判断では、許可を必要とする1日当たり5トン以上の処理能力を有すると判断されたため、無許可設置の法令違反行為として、附随する廃棄物関係の処理施設及び処理業の許可がすべて取り消されたものであります。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 町として処分に対する指導責任、どのように思われているかということで伺

います。

今までに町に町民や住民から業者に対する苦情や指摘はなかったのか。また、あったのなら、いつごろからで、どんな苦情や指摘がされていたのか。それに対する町の業者への指導や効果、住民への経過報告、結果報告、説明をされているのか、その辺について町の指導責任、伺いたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 町の許可に係る部分につきましては、総合的に状況を把握し、適正に運用されるよう指導に当たりたいと思っております。しかしながら、今回、県の権限に基づき処分されたものでありまして、許可自体が県である以上、町としまして詳細な部分は把握できませんでしたことから、今回のことは非常に残念に思っております。

詳細説明は担当課長よりお話しさせます。

○議長（富岡芳男君） 環境保健課長、野村真澄君。

○環境保健課長（野村真澄君） 詳細説明でございますけれども、今回の件に関しまして、苦情等があったかということでございますけれども、近隣の住民から騒音についての苦情が今年5月ぐらい、私が環境保健課へ行ってからの話でございますけれども、伺っているということで対応させていただき、その後、業者のほうを指導いたしまして、改善されたということで話は解決したものというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 9番、黒澤兵司君。

○9番（黒澤兵司君） 時間が来ましたので、質問の要旨だけを訴えたいと、こういうふうに思います。

前回の定例会において質問を行いました。養豚事業者の施設の管理基準がまだ満たされておりません。当事者の決め事の認識、責任、自覚がないかと思われま。また、課長は、側壁を設けるのが望ましい、今後早急に改善するよう指導していきたいと言っていました。これをどういうふうに指導し、経過のあれも伺っておりません。もう少しスピーディーなことができるように努力をいただきたいと思。います。

また、今回こういう廃棄物処理で千代田町自体のモラルの低さが露呈されてきているわけです。悪質と思われる環境問題、家畜排せつ物法、それから基準、不法投棄、廃棄物処理等の違反行為の事例が続いて起きています。近隣における住民からの人的、金銭的、精神的な被害の訴訟が起きたとき、町が補償するのか、やった当事者がするのか、この辺も私も研究したいと思。いますので、ぜひその辺についても町当局もお勉強いただきたいと、こういうことをお願いし、私のつたない質問でありましたが、終わりたいと思。います。ありがとうございました。

○議長（富岡芳男君） 答弁はいいですか。終わりですか。

○9番（黒澤兵司君） 終わりです。

○議長（富岡芳男君） 以上で、9番、黒澤兵司君の一般質問を終わります。

続いて、7番、柿沼英己君の登壇を許可いたします。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） それでは、通告に基づきまして一般質問したいと思います。

まず、1点目は地方税の適切な課税についてということで、9月定例会のときも話は出しました。国のガイドライン、いわゆる指導が来ている中で、国保税の資産割という点について、応益割と応能割ですか、それがフィフティ、フィフティの方向というような形がいいのではないかというようなお話を出しました。

そんな中で、確認なのですけれども、資産割について現状はどのような課税をしているかという点です。これについては、どうしても固定資産税と二重取りとの批判があるわけなので、それでこの質問があるわけです。その点について現状はどのような課税をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町の国保税の課税方式でございますが、所得割、資産割、均等割、平等割の4つの要素を採用しており、一般的に4方式と言われております。このうち資産割を含めない賦課の場合、3方式と言われております。

本町では、現在資産割については、被保険者が町内に固定資産を所有している場合、その固定資産税のうち、土地及び家屋分の額に、医療分は45%、後期高齢分が6%、介護保険分が5%という税率で課税させていただいております。

国保税の医療分に着目した場合、群馬県では現在のところ、約8割の市町村が4方式を採用し、約2割の市町村が3方式を採用している状況です。邑楽郡内の各町の賦課方式は、いずれも4方式を採用しており、また資産割の税率も、5町平均約45%と比較的高い傾向にあります。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 新聞によりますと、太田市では来年度予算から国保税の資産割を廃止することが新聞の一面に大きく取り上げられました。これの理由ですね。これが固定資産税との二重取りの批判という国のガイドラインの指導も来ている中で、被保険者が納税しやすい環境をつくり、滞納対策につなげると。国全体で増税ムードが漂う中、中間所得層への税負担は限界に達していると。これは清水市長の答弁です。滞納者の1割が納税してくれれば減税分は補えるというような答弁です。

群馬県下では、前橋市、下仁田町など6市町村が既に廃止して、これで太田市で7番目というよう

なことになります。明和町でも、今年の11月に全体研修でその勉強会で勉強してきたというような話も聞いております。そういった中で、千代田町でもし実施するとすれば、世帯数でどれぐらい、人口でどれぐらい。どれぐらいの減税になるのか、試算をいただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 国保税の中で資産割については重要な部分を占めております。しかしながら、必ずしも被保険者の税の支払い能力と一致していないことや、固定資産税の二重取りではとのご指摘もございしますが、現状では法律等に基づいて資産割を採用していることをご理解いただきたいと思っております。

さて、本町の国保税の一般及び退職を含めた現年基礎課税分の賦課総額は2億4,833万7,000円となります。そのうち資産割の部分につきましては、人数で1,410名、合計額では5,580万円となり、19.5%を占めております。

ご存じのとおり、本町における国保財政は、医療技術の高度化や診療報酬の改定など、さまざまな要因により医療給付費が年々増加傾向にある一方で、景気低迷が続くことから、地域住民の生活状況を考慮すると、国保税の引き上げも容易にできる状況ではありません。また、太田市のように国保会計に基金がありませんので、やむを得ず不足する経費を一般会計から繰り入れさせていただいている状況であります。このようなことから、仮にこの資産割を廃止する場合、その金額相当分を所得割や均等割、平等割へ上乗せして振り分けなければならないものと推測しております。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） お話だと、何かやりませんよと宣言しているような感じなのですけれども、千代田町の場合はその基金がないのですね。すぐ一般会計に出てしまうので、そういったテクニック使っておりますから、基金はありません。いずれにいたしましても、やはり国のガイドライン、ある程度直していくというようなことは必要だと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 先ほどお話しいたしましたが、これは難しいというふうに考えております。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 国の指導が来ている中で、やはり努力していくというのが正確な姿だと思います。これは町民が判断することですので、次にいたします。

次は、安全安心のまちづくりについてということで、町の広報でも12月号で、本町は10万人当たり犯罪発生数県内4位というようなことで、「町では、現在、町内巡回の防犯パトロールなどを実施しておりますが、住民の皆さんや本町に事務所を持つ事業主の方におかれましても、さらなる防犯対策の徹底をお願いします」、これはいいことだと思うのです。広報というか、町ができることの一つだ

と思います。それで、住民もやはり自分の身は自分で守るといふか、そういった呼びかけは大変よいことだと思います。

しかしながら、町のできることをやらなければならないこと、これは大変あるのです。これは結構議会で意見書を出したこともありますけれども、県のほうに要望を出したことがあります。防犯カメラを設置するとか、警察の動員をするとか、いろんなことをやってきたのです。それでもまだ、なかなか、夏ごろは群馬県2位とか、非常に悪いほうの事実があるわけなのです。そういった中で、いずれにいたしましても、現状は刑法犯罪の認知件数というのですか、車上ねらい、事務所荒らし、空き巣、万引き、こういったことで、非常に悪いというようなことでありますけれども、現状はどのような認識、治安状態であると考えているのか、お聞きします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 先ほど説明不足でありましたので、千代田町はいつごろ適正課税が実行できるか、ということに対しましてお答えいたします。

国民健康保険制度は、昭和13年の国民健康保険法の制定以来、その運営については、経済情勢や社会環境の変化など幾多の変遷を経ながら、地域事情に応じて運用を行ってまいりました。現在、国保事業については、高齢者の医療制度改革やさまざまな課題、問題点なども指摘されており、大きな転換期を迎えていると言えます。

このような状況の中、国民健康保険法第68条の2により、現在、群馬県が中心となり県内市町村における国保事業の財政安定化と運営の広域化を推進するため、国民健康保険広域化等支援方針の策定を行っております。その中でも、標準的な保険税算定方式や応益割合などについても協議が重ねられております。この計画策定に当たっては、市町村間での医療費の状況、年齢構成や所得状況、収納率等も異なることから、一律的に標準的な国保税算定方式や応益割合を設定することは困難な状況にあるとの見解が多く、4方式から3方式への移行を推進するとともに、応益割合も国の標準負担割合の50%を参考に、45%から55%を目指していくという表現でまとめられる見込みであり、最終的には各市町村の実態に配慮していくこととなる方向性となっております。

このようなことから、本町といたしましても、県内の状況や地域の実態を踏まえながら全般的なバランスを考え、被保険者に急激な負担がかからないよう、数年をかけて徐々に見直しを行っているよう検討してまいりたいと考えております。

続けて、安全安心のまちづくりについて答弁いたします。本町における犯罪発生状況につきましては、人口10万人当たりの換算で、5月末現在で県下ワースト2位、10月末現在でも県下ワースト4位という状況にあり、昨年と同時期は16位でしたので、昨年よりも犯罪が多く発生している状況であります。件数で比較しますと、昨年が81件に対し、今年が130件ですので、49件の増加となっております。中でも車上ねらい、器物損壊、事務所荒らし、万引きなどが増えております。

このような状況の中、本町の昼間人口であります、町では正確な数値を把握しておりません。ただし、工業統計調査によりますと本町には120もの事業所があり、総従業員数は3,061名であります。また、3月にオープンしましたジョイフル本田には、平日であれば約6,000人、土曜日であれば8,000人、日曜、祝日につきましては約1万人もの来店者があると伺っております。更に、ジョイフル本田にお勤めの方が約700人となっております。なお、事業所の従業員やジョイフル本田への来店者、従業員に関する町内外の区分については把握しておりません。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 1問目の答弁がありましたけれども、やらないと言ってみたり、今度、話聞くと、検討しますというような、何かわからないのですね。次にいきます。

いずれにしても、昼間の人口が土日になるとちょうど約2倍になるのですね。そうしますと、警察力も2倍にさせていただかなければだめなわけです。そういった意味で、昔だったら駐在さんが新任になるとあいさつに回ったり、名前まで覚えたり、非常にコミュニケーションとれたり、昔の警察の駐在さんというのは非常にフレンドリーで、非常に密着して、それで奥さんがいてお茶入れてくれたり、24時間体制で警備してくれて、安心感ですよ。そういった警察に対する信頼感というのがあったと思うのですけれども、今いないのです、昼間。そうすると、要するに大泉まで行かないと話にならないというか、そういった事例が多いわけです。そういった意味で、地域の警察力というのが、人口が土日2倍、あるいは事業所が大変増えている中で、その県下ワースト2位あるいは4位、これは当然だと思うのです。やはりこれは構造的な問題として、町長初め議員も意見書を出したことあるのですが、全然取り合わないということで、県議選のときに激励したことあるのですけれども、いずれにしても県議さんとか一体になって、この辺は危機感を持たないと非常にだめだと思うのです。

それからあと、防犯カメラ、これは主要道だといろんなところ、幹線道路沿いにありますけれども、近隣で幹線道路沿いに防犯カメラがないのは千代田だけです。国道がないというのがみそなのですけれども、いずれにいたしましても県道でも、やはりそういった防犯カメラというのを設置していただいて、抑止力ですか、そういったことが必要だと思うのです。例えば西小のパトロールとか、保護者の方がやってくれていますけれども、ああいったところにも防犯カメラとか置いてあれば、マンパワーを補てんするというか、犯人の検挙にもつながるだろうし、あるいはファミリーマートで強盗とかあったというようなことで、ああいうのもあっちこっち置いておけば犯人の手がかりになるということもあると思うので、そういった防犯カメラの設置について、何かごみのところに設置するとかというような話も出ていますけれども、そっちが先ではないかなと思うのですけれども、いずれにしてもその辺の考え方を町長どう思っているのか、お願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 安全安心のまちづくりに2回目の答弁をさせていただきます。

現在、大泉警察署には約100名の警察官がおり、大泉警察署管内、邑楽町、千代田町、大泉町には、2カ所の交番と5カ所の駐在所があります。本町には赤岩、上五箇の2つの駐在所があるわけですが、住民の方から駐在所を訪問しても留守のときが多いとのご意見をいただいております。

このため、本町の安全安心を確保する観点から、昨年大泉町で開催されました群馬県市町村懇談会の席上で、知事及び県警本部長に対して、駐在員の増員をお願いいたしました。その結果、上五箇駐在所に駐在員が不在となるときに応援体制をとれる非常勤1名の駐在員が増員、配備されました。しかしながら、昨今、犯罪、交通事故の増加、事案の複雑化に伴い、警察官の担当している案件も増加していることから、駐在員が本署の応援に向かうことが多いようであります。また、警察官の研修も定期的にあることから、限られた人員の中で対応している状況であると聞いております。このようなことから、赤岩駐在所においては不在となる場合もあろうかと思いますが、状況を踏まえつつ、引き続き大泉警察署管内に警察官の増員を強く要望してまいりたいと思います。

町内の幹線道路への防犯カメラの設置数ゼロについて答弁させていただきます。道路を走行しておりますと、時々道路上にカメラが設置されている光景を見かけることがございます。このような設備は、国道、県道及び県境に多く設置されているように思われます。町内にも、上中森の信号機の南で、利根大堰に上がる手前の手押し信号付近にあるようです。このような設備は、スピード違反の取り締まりや交通量調査のために設置され、とりわけ交通量調査の設備は通行車両を撮影しているようですが、設備の内容は目的等に関しましては公にはなっておりませんので、詳細はわからないのが実情であります。設置に関しましては警察が設置しているようであり、自治体が設置するものではありませんので、町道にこのような設備を取りつける考えはございません。

なお、防犯カメラの設置につきましては、昨年度、学校における子供たちの安全安心を確保するため、東西小学校及び中学校に防犯カメラを合計7台設置いたしました。今年度は、桧内西地区ごみステーションに1台設置いたしました。今後は公共施設を中心に防犯カメラの設置を検討しております。

また、町では犯罪を未然に防ぐという観点から、町内全域に防犯灯を設置しております。防犯灯がなく、暗い場所については、区長さんからの要望を受け随時設置を行っております。また、通学路において防犯灯の少ない箇所もありますので、区長さんと相談しながら新設工事を進めてまいりたいと考えております。従来から設置してあります防犯灯につきましては、修繕が必要になった場合、今後は消費電力が少なく寿命の長いLED防犯灯に交換することも検討しております。また、地域ぐるみで犯罪を防止するという観点から、一軒一灯運動を推進しておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 町も努力しているということなのですが、青パトですか、防犯パトロールを実施しているのですが、これも夜中やっていると思うのですが、それでもファミリーマートに強盗が入ってしまったということなのですが、そういう時間帯もやっているのかどうか。

効果の検証をどの程度つかんでいるのか、お伺いいたします。

それから、防犯カメラ、県道とか、県とか、警察とか、設置してほしいという要望活動はしないということでもよろしいですね。

以上、2点お聞きします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 詳細説明は担当課にお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 防犯パトロールの検証ということでございます。防犯パトロールにつきましては、まず以前から町の役職員の方を中心としまして、ボランティアというのですか、そういう形で、子供たちが下校する時間、夕方ですか、防犯パトロールを実施しております。

昨年度から緊急雇用対策ということで県から補助金をいただきましたので、業者に委託をしまして、防犯パトロール、午前中と午後と夜間と3回に分けて実施しているわけですが、主に公園とか公共施設を結びながら町道を走行して、犯罪抑止に努力していただいているという状況であります。ただ、防犯パトロールを行ったから犯罪がゼロになるという、そういった部分ではなかなか難しいのかなと考えております。やはり犯罪を起こす方は、どんな状況にあっても犯罪を起こすと、そういうことであろうと思いますので、当然その防犯パトロールだけでなく、大泉警察署のほうとも協力しながら、犯罪が起りにくいような、そういう抑止的な対策もこれからより一層行っていきたいと思っております。

それと、防犯カメラの件でございますけれども、先ほど町長の答弁にありましたのは、警察が必要があって設置している、そういったものについては当然警察が設置することであろうと。しかも、その内容については、我々、内容を把握しておりません。これは当然警察に聞いても、そういった内容については回答がないということでもありますので、そういったものはできないと。ただ、町として必要なものについては、町としての防犯カメラは、これは設置する必要があるだろうと。当然来年度、新年度については、公共施設のほうにまずつけていきたいと考え、そういう町長の答弁だったと思っております。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 非常に難しい問題です。高校生がナイフを振り回して女子高生を刺したり、非常におかしな時代になってきてしまったのかなというふうに思います。やはり町もワースト4位とか、そういった汚名を返上できるように努力をいただきたいと思っております。

そんな中で、やはり協働のまちづくりの一環として西小の保護者の方がパトロールしていただいている。そういった中で、その近くに防犯カメラとか設置したらいいのではないかなというような思いがありますけれども、町長の見解をお伺いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 昨今、世の中が世知辛くなったのか何か、犯罪が非常に多いというのは、新聞を見るたびに、こういうことにどうしてなってしまうのかなというふうな思いであります。防犯パトロールの人たちが一生懸命やっただいていてというのは大変うれしいことでもあります。今後ともカメラに関しましては検討していきたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 新年度予算、防犯カメラを設置するということですが、どれぐらいの規模で予算化しているのか、お伺いします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） その防犯カメラにつきましては、今年千代田町犯罪が、その比率からしますと、件数ではなくて比率からしますと多かったということでありまして、大泉警察署長のほうからも、ぜひそういった防犯、交通関係の予算を増額していただけないかと町長のほうへお願いがございましたので、まだ予算査定はしておりませんが、何カ所か設置するということで、予算要求だけはしてございます。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 先ほども指摘しましたけれども、警察力の低下というのは目を覆うばかりであります。それで、昼間の人口が土日に関しては2倍、あるいは事業所数も大変多い。これは大泉と同じなのです。やはり警察の人員なりが少ないということで、やはり町長は、知事なり県会議員なり、やはり問題意識を持ってどんどん言っていただきたいと思うのですが、その辺に関して見解をお願いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 要望をやっていきたく思います、要望どおりに。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） なかなか大変だと思うのですが、息の長いことですので、しっかりとやっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（富岡芳男君） 以上で、7番、柿沼英己君の一般質問を終わります。

ただいまから2時25分まで休憩といたします。

休 憩 （午後 2時09分）

再 開 (午後 2時25分)

○議長(富岡芳男君) 休憩を閉じて再開いたします。

続いて、3番、金子孝之君の登壇を許可いたします。

3番、金子孝之君。

[3番(金子孝之君)登壇]

○3番(金子孝之君) 3番、金子孝之でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

町の安全安心対策について、まず学校における交通安全教育について質問させていただきます。本年、近隣の県において登校途中の児童の列に車が突っ込むという事故もありました。本町においても車の往来は激しさを増してきており、事故防止のためにさまざまな角度から対策を講じていく必要があると考えます。そこで、子供たちの登下校時の交通事故防止のために学校はどのような指導をしているのか、教育長にお伺いいたします。

○議長(富岡芳男君) 教育長、荒井幸夫君。

[教育長(荒井幸夫君)登壇]

○教育長(荒井幸夫君) お答えを申し上げます。

学校における交通安全教育については、年間計画に位置づけて取り組んでいるものとして、小学校では交通少年団を結成し交通安全意識を高めたり、小中学校とも警察署と連携し、安全な歩行の仕方、自転車の乗り方、交通ルールの遵守を指導する交通安全教室や交通安全講話を行っております。学級活動の中では、各学年において登下校の安全や交通ルールを守ることなどを取り上げております。つまり危険防止のための知識の獲得という形で取り組んでおります。また、集団下校や交通安全パトロールでは、直接現場でも指導を行っております。

毎年計画的に交通安全教育を実施していますが、今後とも現状の交通事故の多さも、またニュースの悲惨さを聞いておりますので、学校における交通安全教育の徹底を更に充実して図っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(富岡芳男君) 3番、金子孝之君。

○3番(金子孝之君) 今、交通安全教育の中身についてお伺いしましたが、その中で集団下校とかがありましたが、集団登校、これについて1点お伺いいたします。

その集団登校がちゃんとできているのか。そして、西小学校における保護者による車の送迎、これが最近多いのではないかと。それで、事故に発展するおそれもあるのではないかと危惧しているところでございますが、教育委員会としてはどのような見解をお持ちか、お伺いします。

○議長(富岡芳男君) 教育長、荒井幸夫君。

[教育長(荒井幸夫君)登壇]

○教育長(荒井幸夫君) ご質問にお答えを申し上げます。

まず、通学路の安全性につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。特に小学校では一斉下

校ということを教職員が児童とともに入りましてやっております。これはあくまでも一斉下校ということ。質問の中身につきましては、朝の集団登校ということで、特に学校名では、西小では随分集団登校をしているけれども、途中で親が車に乗せて、特に天候が悪いときですか、そういうときに送ってきてしまって、中には高学年の子供も親が乗せてきてしまって、低学年だけがのこのこ歩いてきて大変ではないかという話も随分耳にしております。また、同時に、そういう状況を起こし出している状況を各学校の校長先生等から聞きますと、いろいろな場面で親に集団登校の意味だとか、意義だとか、それから高学年が低中学年を守るのだという意味合いから集団登校の意義を唱えて、お願いをしているわけでございますけれども、なかなかその辺の親のモラルというのか、意識というものがなかなか聞き入れてもらえない状況もあるようでございますけれども、ぜひ粘り強く問いかけていって、集団登校の意義をしっかりと親に理解してもらうように、教育委員会側としても校長さんと連携をとりながら話をさせていただいております。

そういう中で、特に集団登校は毎年、毎年、主要の通学路が決まっているわけですがけれども、毎年形成される隣近所の子供たちの家の所在によって、多少枝の通学路が出てくるわけでございますけれども、その辺につきましては、学校側とその地域の親と相談の中で枝の通学路を決めて、主立った中心になっている通学路を登下校するという形で例年取り組んでいるということでございます。そういう中でもいろいろと危険箇所等もあるわけでございますので、その辺も含めながら、学校側としては安全で安心して集団登校ができるという形でやらせていただいているというのが現状でございます。

特に下校時における子供たちが、1人で帰ることのないようにという形での下校指導をさせていただいているところだと思います。どちらにしても、1人で帰る区間というのですか、特に遠くなりますと、こちらで言いますと、中島だとか新福寺、福島、それから東地区で言いますと下中森、それから中森あたりですか、その辺がちょうど1人で100メートル、200メートル帰るというお子さんも出てくるわけでございます。その辺も十分注意して下校できるという形は計画的に、また意図的に東西小学校、並びに中学校も取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） ただいまの答弁で帰宅の際に1人にならないように、そのような配慮をこれからもしていくということでございます。折しも、最近、帰宅途中の児童が刃物で襲われるという事案が発生しております。本当に防犯の観点からも、子供たちが毎日通る通学路の安全性については、しっかりとした確保をお願いしたいと思うところであります。

しかしながら、まだ横断歩道がない場所とか、危険と思われる場所にある横断歩道とか、そういう危険箇所における対応、これは交通指導員とかに要請などして見てもらうとか、そういうお考えはないのか、お伺いします。

○議長（富岡芳男君） 教育長、荒井幸夫君。

[教育長（荒井幸夫君）登壇]

○教育長（荒井幸夫君） 通学路における横断等についての問題の箇所ということでご質問をいただきました。

特に、県道を横断するという通学路がございます。金子議員さんも、また議員の皆様方も重々ご承知なさっていると思いますけれども、こういうパンフレットが、22年、青少推のほうのご協力いただきまして、通学路と、それから危険箇所、これを載せてありまして、この中で特に東地区の下中森の場所を赤岩県道というのですか、それを学校帰りだったらば左側から右側へ、朝だったら右側から左側という形で通るところがございますけれども、そこにつきましては指導の中で、あそこは信号がついておりますし、横断歩道もありますので、ぜひそこをきちんと安全に登下校の中で使う、という形でやらせていただいているわけがございます。

そんな中で、ちょっと答えの文面も書いてきたのですが、通学路は東部地区では県道の北側と南に通学路をしています、現状を確認したところ、県道を境に北側と南側の通学路に分かれて利用し、信号のあるところで県道を渡るように登下校していますという形で、各学校から回答がありましたので、現実、そのような形で安全第一、安心第一で、信号のあるところを使うという形でやっております。

また同時に、県道の横断につきましては、先ほどの議員さんとの中の話も出ましたけれども、安心安全という意味合いで、地域のボランティアやPTAの方々にも多大なるご協力を賜って、子供たち、児童生徒の安心安全に努めているところでございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） 地域の皆さんといろいろ協力して、本当に子供たちの安心安全を守っていただきたいと思っております。本当に少子化が進んで仕方がない状況の中で、子供は千代田町の宝として、ぜひとも教育現場においても大事に教育をお願いしたいと思っております。

続きまして、町民への交通事故防止対策について、町長にお伺いいたします。今年、大型商業施設のジョイフル本田が開店したのに伴い、周辺の交通事情も大きく変化してきております。そこで、周辺地域の新たな危険箇所の把握はできているのか。また、その対策はどうとられておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 本年3月以来、大泉警察署管内では人身事故が急増しており、加えて交通死亡事故も6件発生し、6名の尊い命が失われております。このため町では、4月18日から5月10日まで千代田町交通非常事態宣言を発令し、その後も交通事故の撲滅と交通安全意識の徹底に努めてまいりました。しかし、大泉警察署管内における交通人身事故は、10月末現在で、昨年の同時期よりも15件減少しているにもかかわらず、本町においては20件増の67件もの交通事故が発生しております。

鉄道のない本町にあっては、日々の生活の中で自動車の使用は欠かすことのできない交通移動手段であります。交通事故の原因は、道路環境要因だけではなく、人的要因や交通モラルの低下に起因しているものが多いと推測することができます。このため、町広報紙やチラシ等で交通安全のPRに努めることはもとより、標識等の交通安全施設の整備や道路環境整備などにも努めております。

また、群馬県公安委員会が設置する信号機や横断歩道等の道路標示につきましても、所管する大泉警察署に依頼し、交通事故の撲滅を目指しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） いろいろ交通安全に対しての啓発活動をされているということですが、まだ二、三日前ですか、先ほども質問の中にありました広域農道、ここを左側を歩いている歩行者で、真っ黒い服装だったのです。危うく私も事故を起こしそうになりました。本当にそういったところ、こういう基本的なことを守っていただけるように啓発活動をしていただきたいということでありまして。そのためにもいろいろと交通安全グッズの活用などもするような、そういう啓発活動をしていければいいのではないかと考えておりますが、その点、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 交通弱者を守るには、安全性の高い道路環境を創出することが必要であります。そのため、道路管理者との連携を図り、交通事故が懸念される危険交差点における交差点改良の実施や、道路反射鏡、視線誘導標、道路標識、路面標示などの交通安全施設を効果的に整備し、交通事故の起こりにくい道路環境整備を図ってまいります。また、交通モラルや安全意識を高めるために、交通関係機関や団体の協力のもと、子供たちや高齢者を中心に交通安全教室などによる啓発活動を実施しております。

最近では、健康維持や健康増進のために朝夕散歩される方が多くいらっしゃいますが、特に夕方は運転者から歩行者が見づらい状況にありますので、反射材のついたたすき等を配布し、身につけていただくことで、事故に遭わないよう努力しているところであります。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） 全く健康志向の高まりで朝晩散歩されているのに、事故に合ったら何もありませんので、ぜひともそういった環境をお願いしたいと考えております。

また、近年、自転車に関しても最近多くの方が利用されており、全国的に見ても自転車の事故が増えているとの報道があります。そこで、千代田町にも自転車の愛好家による団体があり、そういった方たちの協力をいただきながら、もっともっと自転車運転を安全なものにできるような何か方策を講じるべきだと思うのですが、その辺、そういった民間というか、そういった団体の応援をいただくというお考えはございますか、お伺いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

協力できるものは協力していきたいというふうを考えております。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） 今まで交通安全関係でございましたが、これからは防犯にかかわることを質問させていただきます。

緊急雇用創出事業の終了に伴う防犯対策への影響をお伺いしたいと思います。この事業による防犯パトロールは、町民の安全安心に大きな役割を担ってきました。今後事業の終了に伴い、防犯パトロールはどのような形で実施していくのか、お伺いします。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 緊急雇用創出事業を活用した防犯パトロール事業は、平成21年7月から開始しまして、本年度も継続して実施しております。内容につきましては、民間警備会社に委託しまして、2人一組でパトロール車により、日中及び夜間、町内を巡回し、防犯パトロールを実施しております。現在までのパトロール内容は、公共施設敷地内の巡回警備を初め、公民館、集会所の施錠や消灯確認、不法投棄の監視、発見、ポイ捨てごみの回収、住民からの意見や要望を受けるなど、多岐にわたっております。

このパトロールは、犯人の逮捕、検挙が目的ではありませんので、効果の判断は難しいのですが、抑止効果を期待する事業でございます。そのため、2年間実施してきたパトロールを終了することは、町における防犯対策や安全推進事業に、大きな不安が残るものであります。また、この事業に係る経費につきましては、全額県の補助金が充当されておりますので、補助事業の終了に伴い、この防犯パトロールを町単独で継続させるためには数千万円もの経費がかかるため、同様の事業は実施が難しい状況となっております。

しかしながら、今後の対応策について検討しておりましたところ、県から、東日本大震災後に職を失った方を対象にした緊急雇用対策事業を、新たに開始するというお話を聞きましたので、今後、県の補助金を活用できる可能性も出てまいりました。そこで、これまでの防犯パトロールの内容を踏まえ、改める部分は精査し、県に対して事業実施をお願いしているところであります。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） 先ほどから県下ワースト4位という話が出ておりますが、昨年10月末と比較しまして、今年は刑法犯認知総数で赤岩駐在所管内で27件増、上五箇駐在所管内21件増と激増しております。内訳として目立つものは車上ねらい、器物損壊、空き巣、事務所荒らし、そして万引きであり、このことは犯罪を犯す人が千代田町に出入りしているということでもあり、防犯パトロールの重

要性は大変大きいと考えておりますので、その抑止効果をねらって、ぜひとも引き続き防犯パトロールの継続をお願いしたいところでございます。

そして、ジョイフル本田内、ここに警察官立寄所が設けてあります。前にも述べたとおり、万引きのほとんどがジョイフル本田での事案であります。警察官立寄所をさまざまな防犯活動の拠点として活用するべきだと思いますが、どのようなお考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 3月にオープンしましたジョイフル本田千代田店は邑楽館林地域で最大級の商業施設であり、町内の車の流れ、人の流れが大きく変化していることに伴い、事故や犯罪の発生が心配されておりました。

そこで、群馬県警からの強い要望により、ジョイフル本田千代田店内に、オープン当初から警察官立寄所を設置していただいております。しかしながら、最近の町内における犯罪の増加を考えますと、警察官立寄所をレベルアップさせ地域安全センターとし、ジョイフル本田、警察、町、防犯関係団体が協力しながら犯罪の防止に当たることが必要ではないかと考えます。既にジョイフル本田、警察、防犯関係8団体の代表者の皆様にお集まりいただき、地域安全センターの運営に関しまして、相談、調整させていただいておりますので、早い時期に地域安全センターが設置できるよう努力してまいりたいと考えております。

地域安全センターが開設できましたら、防犯関係団体の皆様には、2人一組で、休日である土曜、日曜日にジョイフル本田の店舗及び敷地内の定期的な巡視をお願いしたいと考えております。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） そういったさまざまな形で防犯に力を入れてもらいたいところであります。そして、最終的には町民の防犯意識を高めて、町民一人一人が犯罪を許さないという防犯意識で、地域ぐるみの防犯体制の構築が必要ではないかと思いますが、その辺、防犯意識をより一層高めるための方法はどのような方法をとられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 生活様式が複雑、多様化するに従い、犯罪の形態は広域化、凶悪化するとともに、知能的、そして発作的な傾向が強くなっております。先ほども申し上げましたが、本町におきましても、県内における人口10万人当たりの犯罪発生状況は、10月末現在で県下ワースト4位という、ゆゆしき状況にあります。このような状況の中、高齢化社会に対応した防犯対策、更には児童生徒に対する指導等、広く住民の皆様には防犯思想の普及、浸透を図り、犯罪防止対策の徹底を図る必要がございます。そのためには、警察と町とが中心となり、町民の皆様と一緒にあって積極的に犯罪防止を訴え、一人一人が地域の防犯対策の主役となって、安心できる地域社会となるよう力を合わせ、取り

組んでいかなければなりません。

そこで、安全安心まちづくり推進条例を制定し、地域安全運動を進めております。また、防犯組織体制の強化を図るとともに、家庭や学校と警察等関係機関とが連携し、非行防止や防犯パトロールを実施するなど、地域の自主防犯活動の充実に努めております。更に、計画的な防犯灯の設置拡充を図るなど、犯罪が発生しにくい町を目指しています。

最近、町内では、車上ねらい、器物損壊、事務所荒らし、空き巣被害が報告されております。住民の皆様へは、広報やホームページ等を活用し、回覧を配布するなどして情報の提供に努めていますが、被害に遭わないための防犯対策は、町民一人一人の防犯に対する心構えが重要であります。わずかな時間でも車から離れるときは、かぎをかける。車内には貴重品を置かないといった自己防衛が必要であると考えます。また、日ごろから近隣の方たちとコミュニケーションを図って、家を留守にする場合は必ず施錠するよう心がけていただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） そのような取り組みを、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

続きまして、第五次総合計画について質問させていただきます。昨年度、千代田町の最上位計画である第五次総合計画が策定されました。その計画の初年度として本年度はどのような取り組みができたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

第五次総合計画は、「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」を将来像とし、本年度の平成23年度を初年度として取り組みを始めたところでございます。

現在、まだ計画の初年度9カ月目の時点でございますが、生活基盤、保健・医療・福祉、教育・文化、産業振興、町民と行政の協働の5つの施策の柱となる数多くの事業がございますが、第四次総合計画からの事業を含め、継続した各種事業につきましては、現状に即し適宜推進しております。

本年度新規事業となる西幼稚園建設事業では、年度末完成に向け着々と工事が進んでおります。また、東・西保育園保育室改修事業、ホームページの更新事業、町制30周年記念事業など、事業を着々と進めているところでございます。そのほか商業施設誘致促進事業や新規工業団地造成事業など、国、県の許認可等、時間の要します事業についても、検討、調査、推進に努めているところでございます。

第五次総合計画につきましては、まだ始まったばかりでございますが、事業のほとんどが単年度ではなく、数年にわたり取り組みを推進していくものが多くございますので、効果ある事業とすべく、積極的に展開していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 3番、金子孝之君。

○3番（金子孝之君） まず、スタートが切れたということは喜ばしいことでございます。そして、

この計画は、大谷町長の行政方針に従いまして、より豊かな町民生活の実現に向けて策定されたものであり、今後、町長はどのような立場で、また覚悟で取り組まれていくのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 今後についてどのような覚悟で事業に取り組んでいくのかというご質問でございますが、町施策展開の中心となるものが総合計画であり、第五次総合計画は10年間の計画でございます。しかし、国や町を取り巻く社会、経済状況や少子高齢化社会の進行など多くの課題もあり、今後、町の運営状況や住民ニーズなど、計画の進行においてさまざまな要件を時代に合わせた調整等を行いつつ推進していく必要があります。

現在、まだ利根川新橋も、ふれあいタウンにありますジョイフル本田西の土地の商業施設への用途変更も、工業団地の計画推進も、舞木土地区画整理事業へのお手伝いも、すべて道半ばであります。来年度以降も元気で人に優しいまちづくりを推進していくために、再度町長選に立候補し、引き続き千代田町政を担当してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（金子孝之君） 終わります。

○議長（富岡芳男君） 以上で、3番、金子孝之君の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（富岡芳男君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす9日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（富岡芳男君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時57分）

平成23年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年12月9日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第35号 千代田町税条例等の一部を改正する条例
日程第 2 議案第36号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第37号 平成23年度千代田町一般会計補正予算（第3号）
日程第 4 議案第38号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 5 議案第39号 平成23年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6 議案第40号 平成23年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	荒井幸夫君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君

経 済 課 長	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	野 村 耕 一 郎 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	荒 井 和 男
書 記	小 林 良 子
書 記	宗 川 正 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(富岡芳男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(富岡芳男君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第35号 千代田町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。
書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(富岡芳男君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 議案第35号 千代田町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度税制改正の一環として、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が施行され、個人住民税の寄附金税額控除が拡充されたことに伴い、千代田町税条例についても改正を行う必要が生じたので、所要の措置を講ずるものでございます。

また、群馬県の県税条例の一部改正におきまして、自動車税関係で身体障害者等の減免規定が本年度から改正され、施行されたことに伴い、県内各市町村においても群馬県の減免規定に準じた形で軽自動車税の減免規定の改正を行うことが望ましいという群馬県の指導により、寄附金の税額控除関係とあわせて改正を行うものであります。

改正の要旨でございますが、寄附金税額控除につきましては、寄附という文化のすそ野を広げるとともに、公共のために活動する団体などを広く国民全体で支援するという観点から税制面での整備を図るものでありまして、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものであります。

また、軽自動車税の減免につきましては、減免の対象となる障害の範囲の拡充や、あわせて軽自動車の対象用途の拡充を図るものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(富岡芳男君) 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） おはようございます。それでは、議案第35号 千代田町税条例等の一部を改正する条例につきまして詳細説明を申し上げます。

平成23年度税制改正の一環として、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、これが去る6月30日に成立いたしました。この中で寄附金税制についての改正がありましたので、これに伴い、今回、千代田町税条例につきましても所要の改正を行うものであります。

お手元に議案第35号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

初めに、改正条例第1条について説明いたします。今回の改正内容につきましては、大きく分けまして2つございます。まず第1点目は、寄附金税額控除を規定した地方税法第314条の7の改正に伴い、関係する条例条文を改正するもの。それと2点目は、自動車税の障害者減免規定を定めました群馬県県税条例の改正に伴っての軽自動車税の条例改正でございます。

それでは、新旧対照表の1ページから4ページの条例第34条の7、寄附金税額控除関係でございますが、まず1ページからの第1項についてでございます。地方税法第314条の7の規定の中で寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられましたので、税条例についても引き下げを行います。なお、この引き下げ内容を含めまして、控除の対象先や控除額の適用率などの規定を細かく定めました右側の現行条文につきまして、地方税法第314条の7を引用することによりまして、第1号及び第2号を削除し、3号から12号までをそれぞれ2つずつ繰り上げる形の条文構成としまして、簡素化を図るものであります。

なお、2ページ下段の左側、改正案の第10号につきましては、現行の支出金を寄附金に改めるとともに、租税特別措置法の改正により、引用条文の条番号を1つ繰り上げるものであります。

次に、3ページから4ページにかけての第2項、特例控除額の計算方法についてでございますが、右側現行条文は細かく記述されているわけでございますが、これにつきましても、3ページにありますように、地方税法314条の7第2項を引用することにより、簡素化するものでございます。

次に、4ページでございます。下の2行目から5ページの第90条でございます。身体障害者に対する軽自動車税の減免についてでございます。群馬県県税条例の改正によりまして、自動車税の減免規定が拡充改正されましたので、これに準ずる形で本町の軽自動車税の減免規定を改正するものであります。

最初に、第1項第1号の改正につきましては、全文を改正し、減免の対象となる障害者の障害の範囲を拡充するほか、対象となる軽自動車について、障害者本人の所有というものから障害者本人または障害者と生計を一にする者の所有にまで拡充するものでございます。

次の第2項につきましては、5ページ下から5行目の中ほどにあります「身体障害者又は」とあるのを「身体障害者等又は」という形で「等」をつけて文言を統一いたします。

次に、6ページから7ページの中段でございます。条例附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例についてでございます。これは、最初に説明いたしました寄附金税額控除を規定しました条例第34条の7の改正に伴い改正するものでありまして、内容につきましては、34条の7第2項の特例控除額を計算する場合の特例につきまして、右側の現行法では細かく計算方法が記述されておりますが、この計算方法につきまして、地方税法附則第5条の5第2項に定める額として附則を引用することによりまして条文の簡素化を図るものでございます。

次に、7ページ中段の条例附則第16条の3から大きく13ページの第20条の4まででございますが、ここでは株式等の配当所得や譲渡所得、先物取引による雑所得等があった場合の町民税の課税の特例について規定してありますが、それぞれ内容は変わりませんが、さきに説明いたしました条例第34条の7及び条例附則第7条の4の改正に伴いまして文言の整理をし、改正するものでございます。

最後に、改正条例第2条について説明いたします。最後の14ページをご覧いただきたいと思っております。これは平成20年条例第26号の千代田町税条例の一部を改正する条例、これの一部を改正するものでございます。内容でございますが、附則第3項につきまして、先ほどから説明させていただいております条例第34条の7の改正に伴い、同条第1項第10号につきまして対象となる寄附金についての読みかえ規定を整備するものでございます。

なお、寄附金税額控除関係の改正につきましては、平成23年中の寄附金を対象とし、平成24年度の個人町民税から適用いたします。

また、障害者の軽自動車税の減免関係の改正につきましても、平成24年度から適用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 千代田町税条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第2、議案第36号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第36号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、町の福祉医療費の支給に関する支給対象者及び受給資格者証の提示、届出義務に係る条項を一部改正し、適切な表現に改めさせていただくものであります。

具体的な目的や対象者などは一切変更はなく、条文の整合性を図り、また明確な内容に改めるために今回の条例改正を提案させていただくものです。

詳細につきましては、住民福祉課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） おはようございます。それでは、議案第36号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

福祉医療費の支給に関しましては、千代田町福祉医療費の支給に関する条例を根拠に事業を実施しておりますが、群馬県の事務指導に基づきまして条例の内容を点検いたしましたところ、条例の一部に不明瞭な点が見受けられたため、群馬県の要領と文言等の整合性を図り、より適切な表現に改正いたしたく上程いたしました。

議案第36号資料、条例新旧対照表によりご説明申し上げます。第3条第1項第2号につきましては字句の訂正、第6条につきましては該当項目の訂正をするものであります。

次に、届出の義務、第10条第2号でございますが、高額療養費に係る届け出の内容が不明確でありましたので、適切な表現に改めるものでございます。

内容といたしましては、町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者以外で社会保険等に係る被保険者の方が、群馬県内の医療機関で受診されて高額療養費が支給される場合、福祉医療費で高額療養費が生じたときに届け出の内容を明文化するものです。

アにつきましては、同一世帯において世帯合算が生じたとき、イにつきましては、限度額の算定に当たり、療養があった月以前の12カ月以内に高額療養費の支給された月が三月以上あったとき、負担額の基準が下がるためのものです。ウにつきましては、70歳以上の方が高額療養費の支給を受けるとき、負担割合が3割から2割に軽減されるものでございます。エにつきましては、高額介護合算療養費の支給を受けるときと改めました。内容の改正はございませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第3、議案第37号 平成23年度千代田町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第37号 平成23年度千代田町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,379万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,021万7,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます。歳入では、地方特例交付金及び地方交付税において、子ども手当の支給額の変更により増額補正を行うほか、事業費の増加により国庫支出金及び県支出金等を増額いたします。

歳出では、人件費についてほとんどの項目で人事院勧告に基づく給与改定のため、減額を行います。また、追加項目の主なものでは、民生費の障害者福祉費で給付費の追加、衛生費の環境衛生費で太陽光発電システム設置補助金の追加などのほか、農林水産業費の農業振興費では水田の有効利用対策補助金、教育費で西幼稚園竣工式典経費の追加等であり、それぞれ事業経費を追加補正するものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 財務課長、坂本道夫君。

○財務課長（坂本道夫君） 議案第37号 平成23年度千代田町一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

初めに、歳入につきまして申し上げます。8款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金でございますが、203万8,000円追加いたします。要因といたしましては、今年度の子ども手当支給に関する特別措置法が10月1日に施行されたことに伴い、児童手当及び子ども手当特例交付金の交付額が変更決定されたことによるものであります。

次に、9款地方交付税でございますが、普通交付税において児童手当及び特例交付金の交付額が変更になったことに伴い、再算定の結果、基準財政収入額が増加しましたので、12万4,000円追加するものであります。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、介護、補装具、自立支援医療費の各給付負担金で402万5,000円追加いたしますが、これは対象者の増による事業費の増が主な要因であります。

めくっていただき、10ページ、11ページをお願いいたします。2項3目衛生費国庫補助金でございますが、女性特有のがん検診推進事業費補助金に大腸がん検診が新たに補助対象となったことによりまして23万1,000円を追加いたします。

次の5目教育費国庫補助金では、西小でございますが、福島県からの転入生2名分の被災児童就学援助事業に係る補助金として7万6,000円を追加いたします。

次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金を201万2,000円追加いたしますが、国庫負担金でも申し上げましたが、介護、補装具、自立支援医療費の各給付対象者の増によるものであります。

次の2項県補助金では、合計で861万2,000円追加いたします。主な内容といたしましては、2目民

生費県補助金、3節社会福祉費補助金におきまして、地域支え合い体制づくり事業費補助金500万円を追加いたしますが、これは災害時の対策やその他支援のための要援護高齢者や障害者等の台帳を作成することに対する補助金であります。

また、その下の4節児童福祉費補助金を351万1,000円追加いたしますが、地域子育て創生事業補助金に184万5,000円、これは町立図書館の資料の充実及び児童館等の備品購入にかかわる補助金でございまして、これとあわせまして児童虐待防止対策緊急強化事業費補助金166万6,000円、これは連絡用の車両購入に係る補助金であります。これらを追加するものであります。

次に、12、13ページをお願いいたします。中段の3項1目総務費県委託金でございまして、合計で71万9,000円を追加します。3節、4節、5節ともそれぞれ額が確定いたしましたので、追加するものでございます。特に5節の権限委譲事務委託金では、パスポート発券事務委託金の増によるものであります。

次の15款財産収入、1項2目利子及び配当金でございまして。各基金の利子として87万4,000円追加いたしますが、これは預金利率で、当初見込みより高い金融機関がございましたので、その分を追加するものであります。

めくっていただきまして、14、15ページでございまして。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金でございまして、今回の補正第3号におきまして財源が不足することから500万円を繰り入れるものであります。

めくっていただきまして、16、17ページでございまして、ここから歳出についてご説明いたします。最初に申し上げますが、ほとんどの費目におきまして職員人件費の減額補正がありますが、人事院勧告に基づく給与改定でございまして、よろしくをお願いいたします。

それでは、歳出の主なものについて説明させていただきます。1款議会費、1項1目議会費でございまして、「議会だより」の印刷製本費を56万4,000円追加いたします。

めくっていただき、18、19ページをお願いいたします。2款総務費、1項4目財産管理費に168万8,000円追加いたしますが、これは役場玄関北側のスロープ等の改修のため、庁舎管理工事費80万円と各基金の利子分の積み立て88万8,000円を追加するものであります。

4ページ分飛ばしていただきまして、24、25ページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉費でございまして、右ページ説明欄の上から2つ目の一般経費でございまして、500万円の追加をいたしますが、内訳といたしましては、電算業務委託料に235万3,000円と備品購入費に264万7,000円を追加するものであります。これは歳入のところでもご説明いたしましたが、要援護高齢者や障害者等の台帳をシステム化し、その方々を把握しておくことによりまして、災害時で急を要するときや、その他支援を行うときに関係者に情報提供など迅速に対応できますよう、全額国庫補助にて整備するための費用を追加するものであります。

次の2目障害者福祉費でございまして、対象者の増加により838万8,000円を追加するものであります。

す。

次の2項1目児童福祉総務費でございますが、歳入の説明でもやはり申し上げましたが、児童虐待防止対策事業に係る連絡車両を購入するため、166万8,000円を追加いたします。

4目児童福祉施設費でございますが、次の28、29ページにかけてでございます。施設補修工事費に122万9,000円を追加いたします。これは西保育園の厨房の床下ピットの改修工事のための費用でございます。

下段の4項衛生費、1項2目予防費でございますが、該当年齢が13歳未満から20歳未満に拡大されたということで、日本脳炎予防接種委託料を178万2,000円追加いたします。

次の30、31ページの説明欄をお願いいたします。子宮頸がん等予防接種委託料200万5,000円を減額いたしますが、これにつきましては予防接種者数の実績がおおむね把握できましたことから減額し、また、がん検診や骨密度検診など健康増進事業126万6,000円の減額につきましては、検診終了により受診者数が確定いたしましたので減額するものであります。

次に、4目環境衛生費でございますが、公害対策事業として放射能測定器4台の購入代78万8,000円と地球温暖化防止事業として太陽光発電システムの設置助成金を10件分の100万円をそれぞれ追加いたします。

めくっていただきまして、32、33ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費に118万9,000円追加いたします。内訳は、水田の有効利用対策補助金において加工米の出荷数量が予想より多かったため、1,800俵分の90万円を追加し、また有害鳥獣捕獲事業、これはイノシシの捕獲に係る費用といたしまして28万9,000円を追加するものであります。

その次の5目農地費でございますが、12節役務費を94万2,000円追加いたします。これは上中森西鍋田地内農道整備工事に伴う用地買収後の分筆登記等に要する経費でございます。

めくっていただき、34、35ページでございますが、7款1項2目商工振興費に40万円追加いたします。これはジョイフル本田関係の雇用促進奨励金であります。

次に、2ページ分飛ばしていただきまして、38、39ページをお願いいたします。10款教育費、2項2目教育振興費でございますが、被災児童生徒就学援助費に7万6,000円追加いたします。これは歳入のところでも申し上げましたが、西小学校に福島県から転入した児童2人分の経費でございます。

次の4項1目幼稚園費でございます。次の40、41ページ、説明欄でございますように、西幼稚園竣工式典にかかわる経費50万8,000円を追加するものであります。

次に、5項4目図書館費でございますが、説明欄にありますとおり、図書館管理運営事業71万4,000円と、次の42、43ページにかけての図書館資料購入事業82万3,000円を追加いたします。これも歳入で説明いたしましたが、地域子育て創生事業の県補助金を財源に町立図書館で使用する子供用及び子育て用の図書並びに書架等の備品等を購入する経費でございます。

次に、44、45ページをお願いいたします。6項5目運動場管理費でございます。東部運動公園施設

管理事業に70万5,000円追加いたしますが、これは元ふれあい農園として借りておりました土地でございますが、その土地が本年度購入できましたので、周辺とあわせまして駐車場として整備するための設計監理委託料であります。

次に、12款公債費、1項2目利子でございますが、地方公共団体金融機構への支払利子を197万8,000円追加いたします。これは、平成22年度の借り入れにおきまして、借り入れ先、利率等が当初予算の見込みと異なったことによること、それと国の補正により追加した事業の借り入れ分等の利子について追加するものであります。

めくっていただきまして、46、47ページの予備費でございますが、85万7,000円を減額いたしまして収支の均衡を図るものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） おはようございます。1点だけ質問いたします。

国のほうから予算が来たということで、障害者の地域支え合い体制づくり事業費補助金ということで、要援護者の災害時における支援ということで名簿づくりを始めるということなのですが、実際問題、障害者の支援ということで、これは大変大きな問題になっていまして、災害時における弱い方をいかに救護するかというのは大変問題になった話でありまして、これがなったということはいいことなのですが、ただ、実際問題、絵に描いた餅になっては困るわけで、これを防災計画のほうで位置づけ、また防災訓練のほうでも位置づけてやるべきだと思うのですが、その辺について見解をお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 総務課長、川島賢君。

○総務課長（川島 賢君） 今、県のほうでも防災計画を見直ししているところであります。被災者の受け入れであるとか、あるいは放射能対策であるとか、いろいろやっております。町のほうでも県のそういった見直しを受けて今後防災計画を見直していく中で、高齢者であるとか障害者、そういった方の、援護者のそういった避難誘導あるいは情報提供、いろいろ織り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） やはりこの名前のおり地域で支え合える体制づくりということで、しっかりとやっていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありませんか。

9番、黒澤兵司君。

[9番（黒澤兵司君）登壇]

○9番（黒澤兵司君） 今の説明に対しましてちょっとお聞きしたいのですが、ページ数34ページ、第7款商工費ということで2目商工振興費、説明の欄に雇用促進奨励金40万という金額が出ているのですが、国では生活保護者というのが200万人を超えていると。非常に大きな数字で群馬県の人口ぐらいかということが言われています。大阪市は18人に1人が生活保護者と、そういうようなことがラジオでも言われております。大変な数字が出ているわけで、こういう制度を受ける、またはもらうという立場でもいろいろあるかと思えます。そこで奨励金、これはどの課でどんな形でどういう金額なのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長（椎名信也君） 黒澤議員さんのご質問にお答えいたします。

第7款の商工費に係ります商業施設誘致促進奨励事業の中の雇用促進奨励金についてでございます。これにつきましては、議員さんご承知かと思えますが、平成21年9月1日付でこの条例が施行されたというようなことでございます。内容につきましては、必要な優遇措置を講ずることによりまして、優良な商業施設の立地及び雇用の機会の拡大を図るというようなことでございます。

今回計上させていただきました雇用促進奨励金40万円でございますが、本町に居住の方で当該商業施設におきまして新規雇用して営業の開始の日から1年以上継続して雇用された方の人数に対しまして交付するというものでございます。1人当たり最高10万円、200万円を限度といたしまして奨励金の交付は1回とするような内容でございます。今回計上させていただきました40万円につきましては、当初予算では存目の1,000円というようなことでさせていただいたということでございます。ジョイフル本田あるいは近隣の商業施設におきまして、2つの事業所から4名の方が対象になるというようなことで40万円を計上させていただいたということでございます。該当する方はほかにまだ20人程度いるというようなことでございます。ただ、今回12月補正で上げさせていただいたのは今年度で請求されるというようなことを伺っておりまして、そのほかの二十数名の方については新年度で対応させていただくというようなことでございます。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかにありますか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） おはようございます。4点ばかり質問をしたいのですが、まず31ページの上段の子宮頸がんの予防接種ということなののですが、これが200万5,000円が減額になっているのですが、これが何名分を当初予定して何名分が減額になったのか。

それと、ページが飛びまして35ページ、先ほど黒澤議員のほうからも質問が出たのですけれども、1人当たり10万円ということなのですけれども、これが商業施設、たしかおとしの9月の定例議会で町の条例のほうも定めたと思うのですけれども、これが2カ所と。先ほど椎名課長のほうからお話があったのですけれども、2カ所で何名分の奨励金か、これが2点目。

それと、飛びまして41ページなのですけれども、41ページの教育費の施設整備費のずっと下がりました検査手数料8万7,000円が計上してあるのですけれども、検査手数料は、これは何の検査手数料なのか、どこに支払われるのか。

以上4点よろしくお願ひします。

○議長（富岡芳男君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長（椎名信也君） 高橋議員さんのご質問にお答えいたします。

35ページの雇用促進奨励金の関係でございます。先ほど黒澤議員さんからもご質問がございましたとおり、今回の申請は2カ所の事業所におきまして4名ということでございます。ジョイフル本田関係、3月15日に開店したというようなことございまして、まだ1年経過はしていないわけですが、今年度中に申請されるというようなところもございまして、4人分40万円計上させていただいたということでございます。まだほかにも二十数名の方がいらっしゃいます。その方々につきましては、1年間雇用されれば新年度で請求するというようなことでございます。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 環境保健課長、野村真澄君。

○環境保健課長（野村真澄君） 高橋議員さんの質問にお答えいたします。

子宮頸がんでございますけれども、対象につきましては当初200人分ということで計画をしておりました。これにつきましては、接種年齢が生後2カ月から5歳までということで予定しておりましたけれども、3月に健康被害が起きたことから保護者が見合わせるようなことが起きておりました。その結果、接種を迷っているということで、保護者、なかなか接種が進まないというようなことで、今回減額をさせていただくものでございます。

以上です。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） では暫時休憩します。

休 憩 （午前 9時48分）

再 開 （午前 9時54分）

○議長（富岡芳男君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

環境保健課長、野村真澄君。

○環境保健課長（野村真澄君） 失礼しました。それでは減額の理由でございますけれども、ヒブ、

それと肺炎球菌、こちらが減額の対象となるものでございます。「子宮頸がん等」ということでございますけれども、この中身につきましては2カ月から5歳未満が対象となりますヒブの予防接種で、該当者、当初250名、こちらが120人減になっております。肺炎球菌につきましても同じ対象者でございまして、当初300人と、これを同じく120人の減額でございまして、

以上でございまして、よろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 高橋議員さんのご質問にお答えします。

41ページの西幼稚園施設整備事業の検査手数料ということですが、この事業につきましては、現在建設中の西幼稚園の竣工関係の費用でして、検査手数料は電気保安関係の竣工検査手数料で、支払い先につきましては電気保安協会になります。よろしくお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） いいですか。

2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） そうしますと子宮頸がん等で、これは子宮頸がんだけでなく肺炎のほうの関係の球菌の関係ですよね。も含まれて減額が200万5,000円ということによろしいのですよね。

それと、先ほど出た商業施設、これが約4名分ということなのですが、我々も一昨年9月にこれは賛成をしまして条例を通したわけなのですが、その後大型商業施設ですから地元業者を優先的にパートでなくて正社員として使ってくれというお話も私は今まで訴えたと思うのですが、これは地元の正社員の雇用というものは何名ぐらいか、この辺の人数がもしわかるようでしたらよろしくお願いいたします。

それと、先ほど言った施設、検査手数料、どこに払うのかと。8万7,000円、これは電気関係の手数料ということでいいのですかね。これは了解しました。

41ページの下段に図書館の運営費用というのが、これは新たな質問なのですが、71万4,000円、図書資料用備品購入が42万5,000円とあるのですが、図書館の利用者は、ここ数年の間どのくらいの利用者が増えているのかお知らせいただければと思います。

以上、2回目の質問とします。

○議長（富岡芳男君） 経済課長、椎名信也君。

○経済課長（椎名信也君） 高橋議員さんのご質問にお答えいたします。

ジョイフル本田の正社員が何名ぐらいいるかというようなご質問でございまして、ジョイフル本田関係の千代田店に係ります従業員数につきましては、関係各社20社以上あるというふうになっております。そうした中で全体の従業員につきましては700名前後と。これ、期間によっては若干移動があると思われまして、700名前後というようなことでございまして、そのうち新規採用された方につきましては、約500名ほどのこととございまして、また、そのうち町内採用者と。これは臨時、正社員、そしてパート等含まれるわけとございまして、120名前後いるというようなこととございまして、ご質

問の正社員が何名というようなことはご報告受けておりません。したがって、町内採用者だけが120名前後というようなことでございます。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 教育委員会事務局長、高橋充幸君。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 図書館関係のご質問ですが、小中学校も含めて図書購入費につきましては近年増額をしまして、図書の入れかえ等も大幅に行っております。また、ここの図書館関係の費用につきましても、歳入のほうで財務課長から説明しました地域子育て創生事業というのを活用しまして全額補助で行うもので、ここでも大幅に図書購入を行っております。近年にない図書の入れかえを行っておりますので、入場者数につきましては手元に資料がございませんが、増加しているものと思っております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） 最後の質問にいたしますけれども、町長にちょっと所見をいただきたいのですけれども、私は今までジョイフルさんの関係、ジョイフルさんだけでなくて身障者も含めてあそこで雇用促進、町のほうから雇用促進が上限が確か2,500万でしたか、5年間で。向こうに奨励するわけですから、その中で向こうに言ってくださいよと何度か言ったことがあると思うのですけれども、それはどういうことかと言ったら、パートでなくて若い者も今こういう状況で、日本経済がこういう状況ですよ。その中で非常に雇用難だという部分で、やっぱりジョイフルが来たからにはそこで経済効果なり波及効果なり、そういうのを図るのだとすれば、町のほうから強烈に地元の若人も含めた中で使ってくださいよと、これを訴えてくれというお話を何度かしたと思うのですけれども、先ほど課長のほうからお話があったように、例えばパート等も含めて120名というお話で、パートさんというのは、こういう言い方は失礼かもわからないですけれども、なかなか生活の安定が図れないと思うのです。そうしますと千代田町の若人も大学出た方も高校を出た方も大手があそこに来たわけですから、そこで安定した正社員として使っていただくと、これはもう町長の、トップリーダーの腕の見せどころかなというふうに私は思うわけです。

そういう部分では、今までもそういう方向でやってくれたのだと思うのですけれども、結果がなかなか見えてこないというのがあるのです。相当パートも行っていると思いますよ、シルバーも含めた中でね。結果は正社員をもっとふやしてくれと。例えばの話で、700名からいるのだとすれば地元が少なくとも300人、400人ぐらい正社員で使ってくれと、そういうお話をさせていただければと思うのですが、町長の所見を最後に伺います。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 企業というのは大変厳しいものがございます。現に今店長が、パートの人が

多いと思うのですけれども、対応が悪かったり何かすると本当に注意されるというのが多いとかという話も聞いていてちょっと心配はしているのですけれども、一生懸命どんどんやれる人というのは、例えばパートがこんな一生懸命ならというので正社員になるとか、そういうこともあり得ることですし、地元の人、若い人を使っていただきたいということは、行き会ったときにそういうお話はできると思いますけれども、非常に難しいところもあると思います。できるだけそのようなことで会う機会を設けて検討したいとは思いますが、現実の大手の企業とかそういうのを見ますと、非常に厳しいものがあるというような、テレビとか新聞なんかにもそういうことが出たこともあると思うのですけれども、本当にやる気があって一生懸命やるという人は大事にされるけれども、そうでない方は厳しく言われたりするところもあるという話は伺っております。今後検討して、そのようなお話だけはしてみたいと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 千代田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 賛成全員であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第4、議案第38号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第38号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,356万円を追加し、歳入歳出それぞれ13億3,612万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では国庫支出金、前期高齢者交付金並びに県支出金の増額が見込まれるため追加し、繰入金につきましては一般会計より所要額を繰り入れするものであります。

歳出では、総務費につきましては正職員、臨時職員並びにパート職員の人件費等を追加し、保険給付費及び前期高齢者納付金につきましては充当財源を振りかえるものです。また、後期高齢者支援金及び介護納付金につきましては、負担額が確定しましたので、それぞれ追加するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、議案第38号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

まず、歳入の3款2項1目の財政調整交付金ですが、市町村間の国保財政の不均衡を調整するために国から交付されるものですが、338万9,000円の増加が見込まれ、計上するものです。

また、5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、国保と社会保険等の医療費負担の調整目的として交付されるもので、前々年度の精算と今年度の概算見込みに基づきまして585万2,000円を追加するものです。

また、6款2項1目の財政健全化補助金ですが、平成22年度の福祉医療に係る国庫負担金の削減分が確定したことに伴いまして111万8,000円を追加し、2目の財政調整交付金につきましては、支援交付金として収納対策や保健事業等の取り組み状況に応じて交付されるもので、280万8,000円を追加補正するものです。

9款1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与費等の追加及びその他一般会計繰入金につきましては、歳入の6款2項1目の財政健全化補助金と連動しておりますが、福祉医療に伴う国庫削減分について一般会計から国保会計へ繰り入れ、必要額が県より示されたため、追加させていただくものです。

次に、歳出ですが、11ページ、12ページをお開き願いたいと思っております。1款1項1目の一般管理費ですが、正職員及び臨時職員の人件費に伴う追加をさせていただきました。

また、1款2項1目の賦課徴収費につきましては、パート職員の社会保険料の追加となっております。

13、14ページですが、2款1項1目及び2款2項1目の一般被保険者療養給付費並びに高額療養費

につきましては、補正額の増減は生じませんが、国、県の補助金や前期高齢者交付金の増額に伴う充当財源の振りかえを行うものです。

3款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、前々年度の精算額及び調整額の確定に伴い、今年度の負担金の追加を補正するものでございます。

15ページ、16ページですが、4款1項1目の前期高齢者納付金は、補正額の増減は生じませんが、交付金の充当財源の振りかえを行うものでございます。

6款1項1目の介護給付金につきましても、前々年度の精算及び調整額の確定に伴いまして負担金の追加を行うものです。

12款1項1目の予備費につきましては、802万円を減額いたしまして歳入歳出の均衡を図るものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 歳出のほうで補正といたしますか、予定より出てしまったということで、後期高齢者支援金、介護納付金、これについては医療の内容や人数だと思っておりますけれども、人数的には、高齢化ということなのですけれども、どれくらい増えているのかお知らせしていただければと思います。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 人数的には、申しわけないのですが、把握していないのですが、実績の数に予算額の当初の見込み金額に対して不足額が生じますので追加する内容でございます。後で報告させていただくのでよろしいでしょうか。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 見積もりよりも内容的には増えたということで、今後も見積もりのときはある程度人数的に恐らく増えていくでしょうから、もうちょっと見積もりのほうをある程度シミュレーションして、どれくらい増えるのかというのを予測してやったほうがいいのではないかと思います。

それから、実績については後日報告いただければ結構です。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 平成23年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第5、議案第39号 平成23年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第39号 平成23年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から1,208万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億1,168万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入では、主に保険給付費の減額に伴いまして、国庫支出金、支基金交付金及び県支出金並びに繰入金をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出ですが、総務費では職員人件費並びに電算業務委託料を追加し、保険給付費では、給付費の見直しにより増額及び減額補正をいたしますが、地域支援事業費につきましては追加補正をいたします。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 議案第39号 平成23年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明を申し上げます。

7 ページ、8 ページの事項別明細書をお開き願いたいと思います。

まず、歳入ですが、3 款 1 項 1 目介護給付費負担金、3 款 2 項 1 目調整交付金、4 款 1 項 1 目介護給付費交付金及び 9 ページ、10 ページになりますが、5 款 1 項 1 目介護給付費負担金並びに 7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の見直しに伴いまして、それぞれ負担割合の減額を計上いたしました。

また、7 ページ、8 ページの 3 款 2 項 3 目の地域支援事業交付金、4 目の介護保険事業費補助金、9 ページ、10 ページになりますが、5 款 3 項 2 目の地域支援事業交付金及び 7 款 1 項 3 目の地域支援事業繰入金、4 目その他一般会計繰入金の 2 節事務費繰入金につきましては、平成 24 年 4 月 1 日施行となります介護保険法の一部改正により、介護サービスの見直しに対応するため、包括支援システムの改修並びに介護保険システムの改修の経費として、国、県、町のそれぞれの負担割合を追加いたしました。

11 ページ、12 ページの 7 款 2 項 1 目の介護保険基金繰入金 289 万円につきましては、保険給付費の見直し並びに地域包括支援システム改修に係る介護被保険者保険料分の財源負担割合となっておりまして、基金の一部を取り崩しにより歳入歳出の均衡を図るものでございます。

次に、歳出ですが、13 ページ、14 ページをお開き願いたいと存じます。1 款 1 項 1 目の一般管理費ですが、237 万 2,000 円を追加するものです。職員人件費のほか、介護保険事業運営費として 226 万 8,000 円につきましては、平成 24 年 4 月に予定されている介護保険法等の一部を改正する法律の施行に対応するために介護保険システム改修の電算委託料を計上いたしました。

2 款 1 項 3 目の地域密着型介護サービス給付費につきましては、2,000 万円の減額とさせていただきましたが、グループホームサービス事業者の公募に応募がございませんでしたので、給付見込額を減額するものです。

15 ページ、16 ページをお開き願いたいと思います。2 款 2 項 6 目の介護予防住宅改修費及び 2 款 5 項 1 目の特定入所者介護サービス費につきましては、給付状況を勘案いたしまして不足が見込まれるため、それぞれ追加するものです。

3 款 2 項 1 目の包括的支援事業・任意事業費では 52 万 5,000 円を追加いたしました。1 款の総務費と同様でして、24 年 4 月に予定されている介護保険法等の一部を改正する法律の施行に対応するため、包括支援システム改修の電算委託料を計上いたしました。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7 番、柿沼英己君。

[7 番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 12月6日の新聞に、千代田なんかも介護報酬の改定で約3%割り増し率引き上げということで決まったらしいのですが、これにより保険料や利用者負担が増える可能性があるということなのですけれども、町はどのようにとらえているのかお聞きします。

それから、地域密着型の介護サービスということで計画はしているのだと思うのですが、認知症の方が町内で今どれくらいいらっしゃるのか、待機の方がどれくらいいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えいたします。

12月6日の介護報酬改定の関係なのですが、この関係につきましては、県のほうから10月24日だったでしょうか、介護報酬の区分の見直しということで通知が来しました。これにつきましては、社会保障審議会第81回の介護給付費分科会で決定されたということで見直し案が話があったわけでございます。

伊勢崎、渋川、榛東村、玉村町、千代田町、そして大泉町ということで、群馬県ではなかったのですが、今回、前橋、高崎、太田はまた別の区域ということで、全地区で9地区ということで、私どもでも大泉町の場合は太田市にくっついているからいかなということでしたのですが、なぜ千代田町が入るんですかということで県のほうに確認いたしました。県のほうの回答では、熊谷市が妻沼町と合併して、それに伴い隣接しているからという回答でした。

この介護報酬の加算地区になりますと3%ということで、実際そこで働く方々の報酬、その辺に影響してくるわけなのですが、1点10円という単価の扱いなのですが、それが1点10.14円から10.21円に、かかるサービスに4項目あるのですが、変わります。

実際、施設のお話などを聞きますと、専門学校を出た方が就職されて3年以内にやめる方が非常に多いという状況の中で、これは国家公務員の地域手当がもとはにはあるのですが、それに連動して千代田町の場合には国の施設はございません。なぜ入るのかということで、その辺も確認したのですが、国の施設がない場合には介護報酬のほうの区分という観点からこれが充てられるということで、施設で職員が手不足になる、片やここで改定して充実を図るということですので、それに伴うとまた逆に保険料が上乘せになるという一長一短なのですが、うちのほうで意見がございますかということをおっしゃったのですが、その辺を加味しますと否定もできないということで何も申し上げなかったわけなのですが、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

認知症の関係なのですが、3年間続けまして公募したのですが、内容的に運営ができないという方の意見もございました。今回、ではこれからどうするのかということになってくるわけなのですが、今までも介護の待機者が多いということで、総合的に見た場合、グループホームよりも特養のほうで対応していくことが適切になるのかなと思っております。

待機者数はどのくらいあるのかという話なのですが、包括のほうで認知症の方の待機者は現在聞いて

ておりません。特養あるいは老健などでも認知の絡んだ方の入所についても現実的には対応していると思っております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） 前回まではある程度人数を把握できていたのですが、できていないということだと調べればわかるわけなのですか、その辺。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 認知症を調べるというのは現実的に難しいと思っております。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） では、特養関係で待機の方は何名ぐらいいるのか、最後にお聞きします。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 今年の5月1日現在で62名ございます。緊急度の高い方が16名、緊急度が中ということで33名、そのほか低い方等が13名ということなのですが、低い方は介護度の1、2、あるいは要支援の対象者だと思っております。そのうち在宅が28名ございます。今年の9月1日現在では、コムハウス、9月1日現在で39名の方が入所されており、みどりの風につきましては15名、コムハウスの待機者につきましては67名ということで、みどりの風につきましても6名の方が待機しているということで、各施設から報告は受けてございます。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、高橋純一君。

[2番（高橋純一君）登壇]

○2番（高橋純一君） 質問する内容は何となくわかるような感じがするのだと思うのですけれども、毎回同じ質問を私はさせてもらうのですけれども、この介護保険のシステム、国の制度のもと、各自治体も本当に苦慮しているのだと私は思っているのです。そういう中でも、先ほど課長がおっしゃったように待機者は2つある特老で70名ちょっとですか、おるわけなのですか、その中でも国の制度のもと、いろいろ制約だのあるわけなのですか、今日で多分国会も臨時国会が終わると思うのですが、以前お話ししたと思うのですけれども、町が手を挙げて、2つある施設のほうが1床250万の、これはおとしのときにそういうお話があったと思うのですけれども、それが打ち切られたわけです。更にまた今回、今開かれている臨時国会の中でそれがまた通ると思うのです。

そう考えますと町のほうも手を挙げていただいて、それで増床に1床当たり恐らく250万ぐらいの補助金が出ると思うのです。町の負担というのはありません。ただ、その後に伴う保険料は町のほうの負担もあるわけです。そうすることによって介護の待機をしている方が幾らか解消につながるのか

など思うのですけれども、町長、この介護保険のほうの以前地域密着型、これはワンユニットだと業者は採算がとれないわけです。経営しても採算がとれないことは民間業者はやりません。これは毎回計上しても、ずっと10年計上してもまず手を挙げる方はいないのです。それか先ほど言った手を挙げて250万の県より国より補助金いただいて、それで増設してもらうか、それか町が地域密着型の2,000万計上したやつで1業者がもし手を挙げてくれたならば、採算がとれない部分を町が負担をしてやると、こういうやり方しか私はないと思っております。町長の答弁を求めます。

○議長（富岡芳男君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

私も議員のときにワンユニットというのですか、それに対して4人とかそういうのが入れられるような方向づけはできないのかということで、大変あっちこっちお願いに行ったりいろいろなことをやった経験がありますけれども、本当にどうしてこれがうまくいかないのか不思議ではないのです。何で特別養護老人ホームは1人しか入れないという、それだったら最低でも4人ぐらいは入れられてやったほうがいいのではないかというふうに自分でも思っていますし、そのほうがお金がかからないわけなのですよね。そういう中でもずっと続いているということで、国のほうはどういう考えを持っているのかなど。前はそういうのを幾らか直すような考えを言う方もいたし、太田なんかもそういう考えで強く要望活動をやっていたというふうに聞いております。

現在のところだと、やはり後期高齢者でそういう方たちが千代田町でもどんどん増えている現状もありますし、グループホームとかいろいろなことを、特養も含めてですけれども、検討してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） ちょっと補足させていただきますが、今第5期の介護保険の計画を作成中でございます。今後、来年からですか、3年間のうちに町で計画を出さないと3年間はまだ増床ができないということで、町長も含めまして課長会で待機状況等を協議させていただきまして、一応3年間のうちに建てたいということで県のほうには手を挙げました。そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（富岡芳男君） 2番、高橋純一君。

○2番（高橋純一君） これは、介護は永遠のずっとテーマだと思いますけれども、先ほど言った2つしかもう解決方法はないのですよね。今の国のシステムですと、まず2つしかないのです。そう考えますと、手を挙げていただいて増床するか、それか地域密着のサービスに給付金、1民間業者がやって、それで合わない分を町が負担すると。両方それに伴っていくのが、介護保険料はもちろん上がっていきますけれども、この2つしかないのです。

そう考えますと、本当はそういうあれにお世話にならない体づくりが一番大事なのですから、とはいってもなかなかそれは厳しいのかなと思います。先ほど町長がおっしゃったように、国のほうの制度のもと、よくわからないんですけどというお話もありましたけれども、これは永遠のテーマですから、あっという間に3年、5年、10年たってしまいますので、これはずっと永遠のテーマですから必ず大変な部分もあると思うのです、国の制度のもとですからね。そういう部分はいろいろ精査しながら、これから介護の待機も解消できるようにやっていただければと思います。要望です。

終わります。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 平成23年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時50分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時38分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第6、議案第40号 平成23年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第40号 平成23年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的支出について増額するとともに、資本的支出については減額するものでございます。

まず、収益的支出につきましては、既定の支出予定額に244万5,000円を追加し、総額2億5,946万5,000円とするものであります。補正内容につきましては、放射性物質検査用滅菌採取瓶等購入費のほか、県受水費不足分など、原水及び給配水費の増、また総係費における会計・料金システム更新準備作業に伴うデータ等の移行費用の増によるものでございます。

続きまして、資本的支出につきましては、既定の支出予定額から200万円を減額し、総額9,657万5,000円とするものであります。補正内容につきましては、配水管の洗浄委託計画の見直しにより、減額補正をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 平成23年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することと賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に推薦理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在人権擁護委員さんであります與儀八重野さんの任期が平成24年3月31日をもって満了することから、法務大臣に対して新たに吉永きよ子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

今回新たに推薦させていただく吉永きよ子さんにつきましては、社会教育委員を初め、母子保健推進委員、更生保護女性会、また民生委員児童委員としてご活躍をいただき、その豊かな経験と識見から、人権擁護委員の職務に最適の方であり、ご尽力をいただけるものと期待しているものであります。

以上の理由から吉永きよ子さんを人権擁護委員として推薦いたしたいと存じますので、よろしく審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 1点だけ聞きたいと思います。

前任者が女性ということで、また今回も女性ということで、そういった女性委員を登用することが大きな要因の一つかと思うのですか、その辺の確認をしたいと思います。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 現在男性2名、女性2名ということで委員さんにお骨折りいただいているわけなのですが、今回推薦に当たり、女性委員の拡大を図ってほしいということで、男女共同参画社会の実現ということで、それらに配慮いたしまして今回も女性を選任させていただいたわけですが、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡芳男君） いいですか。

ほかにありますか。

[[なし] という人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、討論はありますか。

[[なし] という人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 賛成全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（富岡芳男君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから14日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、14日まで休会といたします。

なお、12日月曜日は総務文教常任委員会、13日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時より開催いたしますので、よろしく願いいたします。

また、本日はこの後、議会改革推進特別委員会を全員協議会室において11時5分から開催いたしますので、お集まりください。

○散会の宣告

○議長（富岡芳男君） 本日は以上をもって散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午前10時58分）

平成23年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成23年12月15日（木）午前9時開議

（その1）

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 3 閉会中の継続審査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	荒井幸夫君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長	椎名信也君

建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	野村耕一郎君
教育委員会 教務局長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井和男
書記	小林良子
書記	宗川正樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(富岡芳男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○資料配付

○議長(富岡芳男君) なお、過日の本会議におきまして、柿沼英己議員より国民健康保険特別会計に関する後期高齢者支援金と、介護納付金の算出資料要求がありましたので、お手元に配付いたしました。

○議員派遣の件

○議長(富岡芳男君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(富岡芳男君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長(富岡芳男君) 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(富岡芳男君) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○日程の追加

○議長(富岡芳男君) この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第3を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○閉会中の継続審査の申し出

○議長（富岡芳男君） 日程第3、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、福祉産業常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。福祉産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（富岡芳男君） ご異議なしと認めます。

よって、福祉産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（富岡芳男君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成23年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る8日から本日まで、多数の案件につきまして終始熱心にご審議を賜り、ご提案を申し上げた全議案につきましてご承認をいただき、心からお礼を申し上げます。その間、議員各位よりお寄せいただきました意見、ご要望につきましては真摯に受けとめるとともに、今後の町政運営に役立ててまいりたいと存じます。

さて、この1年を振り返りますと、3月11日に発生した東日本大震災は、多くの方を犠牲にした未曾有の大災害となりました。また、大型台風の相次ぐ上陸による河川のはんらんや土砂災害なども発生し、自然災害の脅威や危機管理のあり方について考えさせられた年でありました。

国外に目を向けましても、タイの大洪水やヨーロッパの財政危機による歴史的な円高などが要因で、リーマンショックから持ち直しつつあった日本経済が大きな痛手を受け、今なお先が不透明な状況にあります。国財政の健全化やデフレからの早期脱却、そして景気、雇用の回復が喫緊の課題となる中、

税収の落ち込みなど、地方財政も厳しさを増すことが懸念されておりますが、こうした不安定な社会経済情勢であるからこそ、限りある財源を有効に活用し、町民の皆様と手を携え、創意工夫に満ちた協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今年も残すところ数えるほどになりました。朝晩吐く息も白く、一段と寒さが身にしみてまいりましたが、議員各位におかれましてはどうか自愛の上、なお一層ご活躍くださいますようお願い申し上げます。

平成24年が千代田町と千代田町民にとり、よりよき年になりますよう心より祈念いたしまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（富岡芳男君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る8日から本日までの8日間の日程で平成23年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間、議員各位には終始ご熱心にご審議いただき、上程された諸議案もすべて議了いたしましたことに対し、心から御礼申し上げます。

今定例会におきましては、条例の一部改正や各会計の補正予算、また人事案件など、多くの議案についてご審議をいただきました。

それぞれの立場の違いはあっても、町当局と同様に私たち議会も町民の幸せを願う気持ちは同じであります。互いに理解と協力のもと、安全、安心のまちづくりを進めていかなければならないと、そのように思っているところであります。

過日、野田首相は、2兆5,000億円前後の規模となる第4次補正予算の編成を指示したとの報道がありました。日本企業が多く進出しているタイの洪水被害支援、円高による景気減速の対応、東日本大震災被災者対策、TPP交渉への協議入りに伴う農業競争力強化策などを盛り込んだ補正予算で、来年の通常国会での早期成立を目指すということですが、国民の生活を第一に考え、迅速に諸施策に取り組んでいただきたいと願うところであります。

また、町当局においても、会期中、各議員から寄せられた要望や提案、意見などを十分に尊重していただき、厳しい財政事情であります。効率よく行政運営に反映されますよう、改めてお願い申し上げます。

結びに、今年も残すところあとわずかとなりました。迎える新年が町民皆様にとりましてよい年でありませうお祈り申し上げますとともに、町当局並びに議員各位のご多幸とご健勝を申し上げます。平成23年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

大変長い間、ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時07分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成24年 月 日

千代田町議会議長 富 岡 芳 男

①署名議員 金 子 孝 之

②署名議員 川 田 延 明